



第381号 「がんばろう、日本！」 国民協議会 機関紙

発行所 「がんばろう、日本！」 国民協議会 発行人 戸田政康 編集人 石津美知子 http://www.ganbarou-nippon.ne.jp (東京事務所) 東京都千代田区九段北4-3-16 サンライン第14ビル6階 〒102-0073 TEL 03(5215)1330 FAX 03(5215)1333 (発行所) 東京都東大和市南郷2-17-16 パピルス会館 〒207-0014 TEL 042(566)2950(代) FAX 042(566)2949 (郵便振替) 00160-9-77459 「がんばろう、日本！」国民協議会 ゆうちょ銀行 019店 当座0077459

1部 300円 定期購読 半年2,000円 一年3,500円

今号の紙面 3-5面 一灯照臨(地方議員のコラム インタビュー) 6-7面 消費行政の転換 福島浩彦・消費者庁長官 7-10面 税制改正のポイント 五十嵐文彦・財務副大臣 10-14面 困む会 「躍動する韓国と北東アジア」 金美德・多摩大学教授

# 世界は変わった。ルールは変わった。変化に対応するための問題設定の共有を！

## その新たな担い手を！

通常国会が始まり、「ねじれ国会はいよいよ「未体験ゾーン」に入る。予算は衆議院で可決されれば成立するが、税法など予算関連法案は、参議院で否決されれば成立のメドは立たなくなる。予算関連法案が成立しなければ、子ども手当の支給停止や中小企業法人税が増税になる(※)など、国民生活に大きな影響が及ぶことになる。また国の一括交付金や補助金を前提としている以上、全国の自治体で予算が組みあがる。(※中小企業の軽減税率18%を15%とする関連法案が成立しなければ、本則の22%となる。)

野党が過半数を握る参議院は、問責決議という強大な拒否権を持った。参議院で問責決議を連発し、予算関連法案を廃案に追い込んで政府を機能停止させ、いわば「国民生活を人質にとり」解散総選挙に追い込む、というところでは国民不在の政争だ。予算関連法案のひとつ、赤字

国債発行に必要な「特例公債法案」が成立しなければ、巨額の歳入欠陥が生じ、通常の事業の予算執行にも支障をきたすことになる。EUでクローズアップされている国家財政危機は、国家債務の額のみならず(EUおよび各国政府の)ガバナンスにも起因している。史上まれにみる国家債務を抱えたらうに、政府が機能停止に追い込まれるに等しい事態になったとき、はたして日本の国債問題はどのようなのか。

わが国が直面している課題は、党派間の対立をはるかに超えた難問なのだ。第一義的にはもちろん政権・与党が責任を負うべきであるが、参院の拒否権によって政府をロックできる以上、こうした事態になれば、その責任の半分は野党にもあることになる。「問責」国会で、与野党が国民不在の政争を繰り返しているか、それとも、わが国が直面している課題に対する最低限の責

任を、与野党が共有する国会への一歩を踏み出すのか。

議院内閣制の原則からは、政権選択をする院(日本では衆議院)の決定が優先されるのは当然だ。参議院の問責決議を受けて閣僚が交代するのは間違っているし、政権選択をしない参議院が(問責決議によって)閣僚を罷免するのは間違っている。「参議院の意思に反する閣僚(問責決議を受けた閣僚)では国会が開けない」という参議議長は間違っている。

閣僚の任免権は内閣総理大臣にあり、内閣不信任を決議できるのは、政権選択選挙によって選ばれた衆議院のみである。参議院の権力行使は、極力自制的でなければならぬ。そこからこそ、政権を争う衆議院とは異なる参議院の独自の役割も規定されている。

総選挙が政権選択選挙となりえなかった自民党長期政権時代の情性を捨て、総選挙による政権交代を前提とした本来の議院内閣制の運営へと、待たなしで転換しなければならぬ。「問責」国会で、国民不在の政争に突っ込むのか、国民生活に対す

る最低限の責任を共有した上に、政党内閣競争の新しいステージへの糸口を開けるのか。まさに正念場だ。

野党は「解散に追い込む」というなら、国会で民主党政権の政策がいかに間違っているかを、論戦を通じて明らかにし、国民の支持を得て、民主議員のなかにも「これでは内閣を支持できない」と造反が出る、ということまでやってはじめて、議院内閣制の原則にのっとって解散に追い込んだ、といえる。

そのためには、一にも二にも政策論争である。予算委員会でもオザワ問題を追及したり、ヨサノ本を振りかざして「変節」を追及したり、ということでは話にならない。(小沢氏の陸山会問題は、強制起訴によって法に則って処理されればよいこと。自らの政治資金について「対検察の枠でしか説明しない政治家を辞めさせるかどうかは、国民が選挙で判断することであって、国会が決めることではない。与謝野氏の「変節」については、「政治家は信念のプロではなく、合意形成のプロであるべき」とだけ言っておこう。信念のない

政治家は困るが、自分の信念とやらにこだわって、国民生活や国運を左右する問題にかかわる合意形成はそっちのけ、という政治家はもっと困る。

菅政権は、「税と社会保障」について与野党協議を呼びかけている。国際経済構造の大変動(グローバル化・G20)と人口構造の大転換(生産年齢人口の急速な減少)という環境変化のなかで、「税と社会保障」は国運を左右するといつてよい大テーマであり、にもかかわらずこれまで先送りされ続けてきたテーマである。稚拙だろうと欠陥があるろうと、これを政権の課題として正面から掲げたことは、前進である。

これに対して「与党がまず案をまとめてこい」ではなく、対案を提示して論戦をリードする気概なくして、政権奪回をめざす野党といえるのか。「解散が与野党協議の条件だ」というが、そんなことで総選挙で国民が選べる対案を提示できるのか。「問責」国会の延長上で「解散に追い込む」では、責任政党にはほど遠い。

「野党時代の」民主党は国会を主戦場に頑張った。隠れていた問題を発掘し大きな争点にして、自分たちならこうする、という風にもっていきました。彼らに問い詰められ、自民党の大敵が立ち往生する光景が何度もあった。我々はまだそこまでいっていない(世耕参院議員「3朝日」)

わが国が直面している問題は、何かの失敗によるものというより

「守らなくてもよいか」と聞かれれば、大半の人は「守るべき」と答えるだろう。しかしそれを根拠に、「だから、マニフェスト見直しはまかりならぬ」だから

1面から続く

という人々だ。その裏返しで、どっちでも同じであるならば野党にやらせてみようというのが消極的野党政権支持で23.9%いる。積極的野党政権を求める人々は「選んだ。こうしてみれば、与野党の評価は伯仲している」(タイムズオンライントピク)

小泉政権以降、一年ごとに総理が替わり、支持率が大きく変動するなかでも「現状を変えて欲しい」という世論の根幹は一貫していた。しかし永田町はそれを、ときには「人気」、ときには「特定の政策」(小泉改革の負の遺産など)に要因を求めて曲解してきた。そのいきついた姿こそ、「世界は変わった」にもかかわらず、マニフェストを盾にして新しい土俵に上がれない、ということではないのか。この間に、先送りし続けてきたイシュー「税と社会保障」「グローバル化対応(FTAなど)」などが、今や「票になる」ご時勢にもかかわらず、あいかわらず永田町にはこの世論の変化が見えていないのか。

時代の大きな変わり目には、ある人々は啓発され、ある人々は愚鈍になる。時代の転換は、人々にとっては「試合の途中でルールが変わる」ようなものだ。痛みを伴うが、それでも、生き続けるためにはこの変化に対応しなければならぬ。旧いルールに安住し続けることができない多くの人々は、このなかで啓発される。旧いルールに最後まで安住できる人々は、この変化が見えず(見ようせず)愚鈍になる。

「パワーシフトとパラダイムシフトの同時進行」「グローバル化・国際競争競争構造の大変動」「生産年齢人口の急激な減少」という大変動を生活でも実感せざるをえない人々は、否応なく啓発される。「生き続けるために変化に対応しよう」と、それぞれ

に即して決断する。あるいは右

肩上がりの「ゆでカエル」のなかからも、退役世代が受け取る年金が子育て・現役世代の収入より多い、という事実の前に「世代間の公平」から負担と給付を考えようという機運が生まれる。生まれたばかりの孫に、自分たちが作った借金七百万円を背負わせていいのか、という機運が生まれてくる。

現在われわれが直面している問題は、いずれも何かの失敗によるものではなく、「パワーシフトとパラダイムシフトの同時進行」「グローバル化」「生産年齢人口の急激な減少」という、大きな枠組み変動に対応できずに来たことのツケが、積みも積もった結果である。

国政に従属した自治体選挙から、自治分権の自治体選挙へ

この四月には、四年に一度の統一自治体選挙が行われる。自治体をめぐる状況も、大きく変化している。望ましいやり方であったかどうかは別にして、三位一体改革以降、自治体の自立は否応なく問われ、市民・首長・議会の「自治力」の差が、自治体間格差としてさまざまに形で見えだされてきている。旧来型の「国政の下請けとしての地方選挙」、あるいは「国政、政党内閣との関係なしの個人選挙」「無党派選挙」を続けていたのでは、地域の問題にどう取り組むかという自治力のある地域との差は、ますます開いていくだろう。

自治力を育む取り組みは地域によって多種多様であり、首長、議会、市民それぞれにおいて、さまざまな実践が積み重ねられてきている(この間の「一灯照隅」や首長インタビューなども参照

犯探し」に費やす時間は、もはや

やない。変化の分岐点、臨界点はすでに超えた。生き続けるためには、この変化に対応せざるをえない。その世論の決断で、永田町の土俵を強制的に転換しなければならぬ。

曲がりなりにも官政権は、「社会保障と税制」「グローバル化・国際競争競争対応(TPT)」を内閣の課題として正面から掲げた。いずれも国運を左右するイシューであり、緊要に取り組みねばならないことが分かっていながらも関わらず、これまで先送りされ続けてきた。世論の決断の力で、後戻りさせず、ここに踏み込むのではないかと「世界は変わった」「ルールは変わった」。もはや後戻りはできない。

分権ではない。

三位一体改革の総括のポイントはどこにある。自治体の財源が増えたか減ったか、ではなく自治体の自由度が増えたのかどうか(増えなかった)。

あるいは「中央」との対峙で分権を語る、というのはどうなのか。「首長は権限・財源の移譲をめぐって国に立ち向かっていく。議会が同調しなかったら、この戦いには勝てない」という位置づけの「地域政党」とは何か。「道州制」の主張についても国に対して権限・財源をよせよとの視点はあがるが、基礎自治体の自治力を強めるという視点はそこにあるのか。自治力の強化という観点からはむしろ、地域内分権の取り組みと集積にポイントがあるのではないかと、等。

②自治分権の観点からの地方財政の座標軸

これからの自治体の自立、自治力は「あれか、これか」「何かをあきらめる」ための合意形成ができるかどうか、を抜きにしてはならないだろう。その前提となるのは、自分たちのまちがどうなっており、どうなりうるのかを直視することである。

一括交付金は、自治体が国に「お金をくれ」というのではなく、自らの判断と責任で財政運営するためのトレーニングにほかならない。そこでは財政規律をたが担保するのかが、当然問われる。国が決めた基準(地方財政健全化法)でやればよし、とするのか、それとも議会としてなにより市民が財政を統治するのかが。

①自治分権と自治分権を仕分けの座標軸

分権とは、国と地方の間での権限や財源の配分ではない。国から地方へ権限や財源が移されても、地方(議会、自治体)が市民の意思でコントロールされていないければ、それはあくまで官僚組織・役所の中での権限移譲(官治分権)にすぎず、自治

この事業をやりますか?」と市民

に問い、合意形成することが出来る。ただし「市民税は減税その不足分は国からの交付税を充てる」では、自立ではなく「おねだり」を助長することになる。

「自分たちのまちがどうなっており、どうなりうるのか」を市民とともに直視し、市民自身が地方財政を見る目を養うことから、地域の経営にかかわる自分たちのリーダーを選ぶ、そういう選挙がどこまでできるか。「地方財政を見る目を養おう」というハンドブックを、ホームページに掲載しました。

③市民自治の原則から二元代表制を使いこなすための座標軸

現状の地域政党や改革派首長と議会の対立、摩擦においては、この座標軸を見失うと混乱しか目に入らないことになる。

マニフェストを掲げた首長が、政策に賛同する地域政党を結成しようとするのは、ある意味では自然な流れだろう。問題は、首長と議会という構図からのみ二元代表制をとらえるのか、市民・首長・議会という構図でとらえるのか、ということである。

統治論の原理原則からいって、議院内閣制の国会議員は総選挙で付託を受けた代表であり、国民はこの代表を通じて行動する。つまり国民に選ばれた代表者(国会)の決定が、主権者全体の意思となるという間接民主主義である。

それに対して地方自治では、長と議会とともに直接住民から選ばれるが、どちらも住民の代表であるとも、この代表を通じて行動する、とも憲法上規定されていない。さらに95条では、特定の自治体に適用される特別法の制定は、議会でも長でもなく住民投票による住民の同意が条件とされている。つまり自治体の民主主義は、住民の直接民

主制と並存した二元代表制である。

だからこそ国政にはない、リコールをはじめとする直接民主主義のアプローチが組み込まれている。

したがって首長と議会という構図からのみでは、「市民自治の原則から二元代表制を使いこなす」という座標軸は見えてこない。言い換えれば「住民の付託に応える」責務を果たすという観点に立てば、首長も議会も市民の意思がどこにあるか、市民の合意形成をどう図るかを軸に、関係を整理することが出来る。

この観点に立つ地方議会は、残念ながらもまたごく少数だが、しかしそうした地方議会では首長以上に市民の多様な意見を吸い上げ、市民のほうを向いて議論することで、率先して政策を提案している。地域の問題を解決できるのは、住民の力しかない。そこに立脚して、長と議会の緊張関係を作るのか。そうすれば「地域政党」も首長主導のものや、「脱中央」だけのものから、地域の問題を地域で解決する住民・市民参加のツールへと変わるだろう。

住民投票の位置づけ(法的拘束力)をはじめ、議会定数の上限撤廃(定数削減だけではなく、ボランティア型議員を大量に増やすこともできる)や、議長にも議会召集権を与えるなど、地方自治法の抜本的改正の議論も進んでいる。国政に従属した自治体選挙から、自治分権の自治体選挙へ、そのとば口を開こう。

総会は、以上のような問題設定から開催します。  
2月13日(日)  
午前10時より午後6時  
「がんばろう、日本」国民協議会事務所(市ヶ谷)

3面から続く

その後「語る会」は解散し、「議連」も事実上休眠状態が続いています。

次期市議選の統一ローカルマニフェスト策定へ

四年前に「議連」としての統一政策を提起し、市議選を戦い抜いたことに大きな意味はありました。しかし政策に何が書いてあるのかも重要ですが、実現しなければ意味がありません。その策定過程にも市民が参加し、討議し、思想軸を一致するための取り組みとその対象者の特定が必要です。また当然ながら、市民からの点検、検証、評価によって違いが明確になり、さらに深められていきます。この作業の不実行も大きな原因となっています。

平成二十二年十二月議会では、越谷市の今後十年に及ぶ総合振興計画構想が決定されました。議会では八カ月間をかけて特別委員会での討議が行われましたが、各議員が執行部に対して、知らない項目を延々と質問するという旧来の形式に終始しました。執行部への質問だけでなく、市民の意見を議会として聴取すべきではないかという少数の議員の意見に対して、「市長が市民のパブリックコメントをとっている」と十分「議員は個々の市民から意見は聞いている」という理由にかき消されていきました。また、「議連」は事実上休眠状態が続いていますし、「語る会」も解散しました。

これらの総括と反省にたっ

て、平成二十二年三月から新たな議員有志とJCなど市民で構成する「政経セミナー運営委員会」を結成し、特別講座を二カ月に一回開催して来ました。

昨年十一月に五回にわたる特別講座は終了しましたが、①市長マニフェスト検証チーム②事

業仕分け検討チーム③第四次越

谷市総合振興計画検討チーム④社会保障制度検討チームでの討議を通して、本年四月の市会議員選挙にむけた統一マニフェスト策定の作業にはいっています。二月には市民集会での発表と討議を計画し、新人立候補者の紹介も予定しています。

策定にも議員だけではなく市民が参加し、人口減少時代とグローバル化への対応という歴史的、時代的認識を共有することを前提として取り組んでいきます。

当然、越谷市の二千億円にも及ぶ借金の返済や、右肩上がりの延長線上での事業計画の見直しなど、越谷市がどうなっており、どうなっていくのかという見方が大切です。

これらの課題を解決するには、何かをあきらめる(明らかにして極める)ことが迫られており、そのために統一マニフェストで市会議員選挙を戦い抜き、会派を超えた共通認識をもつ議員の連携を目指しています。

白川ひでつぐを囲む市民の集い  
3月6日(日)午後2時より  
越谷中央市民会館

一灯照隅 第五十二回

市民参加による地域づくりへの挑戦  
四年間のローカルマニフェストを総括する

越谷市議会議員 白川秀嗣(同人)

はじめに

全国の自治体で市長と議会の激しい対立が続いています。市議会解散の住民直接投票や市長解職の住民リコール運動、さらには首長を支持する地域政党の結成など四月の統一地方選挙へと加速化しています。

この動きは、首長が選挙時に掲げたマニフェストの実現を巡り、議会がこれを否決したことが発端となっています。多様な市民の意思を反映し、まとめ上げていく議会が機能せず、その存在価値が問われています。自治分権や住民自治を通して、地方政府樹立(自治立法権、自治財政権、自治行政権)にむけ、政策の形成、決定、執行のあらゆる過程に主権者がどのように参加していくのか、その障害をどう取り除いていくのか、これを推進する新たな担い手をどう作り出すのかという問題設定が、この間の首長にも議会にも欠落しています。

とりわけ首長側には、企画や執行における市民参加は形式的ではあれ、制度や仕組みがあり、極めて不十分ですが稼働しています。一方広範な民意を吸い上げ、パブリックの方向で討議、決定していく役割である議会が、二元代表制の一翼であるその本来の機能を果たしていないのです。この致命的問題に対して、一部の首長が市民を動員して自らの政策実現を強行しようとしています。しかし、議会が議員個々の立場での市民参加

(支援者参加)に終始しているため、市議会不要論にまでいきつく議会不信への反論と運動が出来ていないのです。この問題はマスコミに度々登場する自治体だけの問題ではなく、むしろ問題が顕在化していない圧倒的議会が首長の追認機関となっている実態こそ、より深刻な問題です。

越谷市も例外ではなく、四年前の市議会議員選挙以来、この課題にどのように向き合ってきたのかについて、検証を含め報告します。

超党派議員で三つの統一政策を提起

四年前、市議会選挙を前に当時三つの保守党派が超党派の「越谷市議会行政改革調査議員連盟」(十三名、以下「議連」)を結成し、三つの統一政策を策定して選挙を戦いました。

統一政策は①事業仕分けを始め徹底した行政改革を進める。②稼げるプロジェクトにより税収を確保する。③議案への賛否を公開するなどの議会改革を進める、でした。

〇行政改革

第一の行政改革です。選挙の結果「議連」は十四名となり、議会の過半数に迫ることになりました。三つの政策を実現するため、最初の議長選挙では旧来の「ポストありき」という慣例を破り、政策を実現す

る目的で「議連」のメンバーから正副議長を選出しました。そして六月議会で行政改革の一環として、二人制の副市長を一人にする議員提案を提案しましたが、賛成少数で否決されました。

この問題を解決するため、平成十九年十二月、市民団体「越谷のまちづくりを語る会」(以下「語る会」)を、「議連」の議員後援会や支持者を中心に結成しました。「語る会」は議会と向き合う住民運動を推進し、二元代表制の機能化を市民の立場から強化するという理念で出発し、当面副市長一人制への請願運動に取り組みました。

この指針は、平成二十一年十月の市長選挙を市政改革の最大の舞台と位置付け、そのための準備となっていました。

六月議会で議案を否決した民主党、公明党、共産党の会派から議場で誰ひとりとして反対討論がない、という議会のあり方に大きな批判があり、また副市長の人員費が四年間で六千万円もの高額であり、一人で対応できるとい主張が七千人もの市民の賛同署名を集めました。

平成二十二年三月議会で、この請願審査は請願者の参考人招致をはじめ、「議連」議員の賛成討論だけでなく、反対する会派からも反対討論が次々行われ、議会が議論の場が変わっていききました。結果、当初反対していた公明党が賛成に回り、請願は採択されました。

平成二十一年九月議会で、職員の手当を巡り、国が指定する越谷市の級地は6%にもかかわらず、当時の市長は職員組合の応援を受けていたこともあり、9%から出発し五年間で6%に通減していくことを提案して来ました。当然議連として反対したものの9%が決定しましたが、平成二十一年九月議会で7%への通減を一年前倒しで6%にする議員提案を行い、実現しました。

さらに「事業仕分け」の導入を再三再四議会で提案してききましたが、平成二十一年民主議会の推薦を受け当選した新市長も旧来通り導入を拒否する答弁を繰り返しました。

このため議会全体が主催する「事業仕分け」も論議されませんが、民主党や共産党の会派が反対し、実現しませんでした。このため私の所属する新政クラブを中心に他会派にも呼びかけ、会派主導で十四名の議員による試行事業仕分けを平成二十二年十二月に開催し、四つの事業の仕分け作業に取り組みしました。構想日本からの仕分け人の派遣や研修の後、百人ほどの市民傍聴や市民判定期人も配置しました。

しかし事業の概要を示す事業シートの作成には市長は了解したものの、事業を説明し答弁する議員の派遣は拒否されたため、議員が職員に代わり答弁する形式となり、そのための事前調査に時間を要しました。当日は仕分け人に議員や市民が参加し、答弁席には議員が配置され、さらに後日資料として議事録をはじめ、市民判定期の結果や傍聴者からのアンケートも公開しました。

市民から、はじめて自分たちの税金がどのように使われているのか理解できたし、市はもっと情報を公開すべき、との感想が寄せられましたが、各議員の説明能力の差も明らかになりました。

第二は「稼げるプロジェクト」による税収の確保です。まず「議連」内部の専門委員会として産業支援部会を作り、商工会や農協などの各種団体の実態把握のため、調査を実施しました。当該の役員から「選挙では7%への通減を一年前倒しで6%にする議員提案を行い、実現しました。」

また商工会青年部を中心に、越谷特産のネギを材料とした「鴨ねぎ鍋」のブランド化に向けた運動が展開されており、埼玉Bグループ大会でグランプリを二回受賞しました。この運動をさらに推し進めるため、ネギをはじめ農産物のブランド化を通して地域再生を目指し、地元産業の活性化による税収の確保をすることを、「議連」の方針としました。また毎年開催される市民祭に、ネギを材料とするさまざまな食べ物を紹介するコーナーを開設し、「議連」支援者とともに運営して来ました。

〇「稼げるプロジェクト」

しかし事業の概要を示す事業シートの作成には市長は了解したものの、事業を説明し答弁する議員の派遣は拒否されたため、議員が職員に代わり答弁する形式となり、そのための事前調査に時間を要しました。当日は仕分け人に議員や市民が参加し、答弁席には議員が配置され、さらに後日資料として議事録をはじめ、市民判定期の結果や傍聴者からのアンケートも公開しました。

市民から、はじめて自分たちの税金がどのように使われているのか理解できたし、市はもっと情報を公開すべき、との感想が寄せられましたが、各議員の説明能力の差も明らかになりました。

また、賛否が大きく分かれる議案や意見書(例えば消費税増税に反対する意見書への反対など)には、必ず討論をすることをおこなった現状が浮き彫りになりました。

また、賛否が大きく分かれる議案や意見書(例えば消費税増税に反対する意見書への反対など)には、必ず討論をすることをおこなった現状が浮き彫りになりました。

また、賛否が大きく分かれる議案や意見書(例えば消費税増税に反対する意見書への反対など)には、必ず討論をすることをおこなった現状が浮き彫りになりました。

また、賛否が大きく分かれる議案や意見書(例えば消費税増税に反対する意見書への反対など)には、必ず討論をすることをおこなった現状が浮き彫りになりました。

〇議会改革

第三の議会改革の取り組みで議案への議員の賛否は市議会広報やホームページでも掲載され、議案や予算案や議案の賛成、反対したのか、市民が判断できないことを改善するため、特に対立した議案への賛否は実名で公開しました。具体的には「議連」のニュースや会派の会報に掲載しました。最も効果があったのは実名で公表された議員(特に「議連」の方針に反対する)が、その支援者から説明を求められたことで、

また、賛否が大きく分かれる議案や意見書(例えば消費税増税に反対する意見書への反対など)には、必ず討論をすることをおこなった現状が浮き彫りになりました。

一灯照隅 第五十三回

川崎市政と議会改革

川崎市議員 堀添健(同人)

新たな行政改革が必要  
川崎市政

昨年八月、川崎市は『今後十年間の収支見通し』を発表しました。これは二〇一一年度から始まる基本計画『川崎再生フロンティアプラン 第三期実行計画』策定に先立ち、財政フレームを明らかにするためのものです。

推計は、昨年六月に政府が決定した『新経済成長戦略』および『財政運営戦略』の前提となった『経済財政の中長期試算』と、川崎市が策定した『川崎市将来人口推計』をベースに行われました。推計結果は、景気動向による市税収入を「低位」「中位」「高位」の三パターンで、人件費は「退職者補充」「退職者1/2補充」の二パターン、計六パターンで示され、経済動向「高位」・「退職者1/2補充」パターンでも年一三七〜一六八億円の収支不足、「低位」・「退職者補充」パターンでは、実に年一四九〜二六九億円の収支不足が見込まれる、という厳しい内容でした。

川崎市は、二〇〇一年に阿部孝夫市長が現職市長を破って初当選して以来、行政改革を最優先課題として位置付けてきました。〇二年七月には、「今後五年間で三、一〇〇億円の収支不足」という認識のもと財政危機宣言を発し、この間三次にわたって行政改革プランを策定・推進してきました。行革による削減効果は、一〇年度単年度で約六七億円、この八年間の累積では約三五〇億円に上

り、当初目標であった「二〇〇九年度に収支均衡」も達成することができました。

本来であれば、財政破たんを回避し、最低限の持続可能性を維持するための「行政改革」はここで終了し、これからは積極的な行政改革に限られた資源をより優先順位の高い事業へ振り替えていくための行政改革へと、新しいステージに移行する「はず」だったのが、さらに一五〇〜二〇〇億円の削減を行わなければ収支均衡できないということが、この『今後十年間の収支見通し』を通じて明らかとなったわけです。

川崎市の財政状況には、もう一つの潜在的なリスク要因があります。毎年の収支不足がフロー上のリスクとすれば、ストック上のリスクである累積市債残高です。

川崎市の市債残高は約九、九〇〇億円ですが、これは一九八〇年代以降集中的に取り組んだ下水道整備事業が主な要因であり、二〇一一年にはピークの約一兆一〇〇〇億円を迎え、以後通減していく見込みとなっております。

この数値自体は、人口一人当たりで見れば、政令指定都市比較でもほぼ中位であり、すでにピーク値が見えているというところでは、それほど大きな課題とは言えないかもしれませぬ。しかし問題は市債の内容です。

市債とは市の借金であるとともに、世代間負担の均衡化という役割も担っています。単年度

現金主義を原則とする会計制度では、企業会計における減価償却の仕組みがないため、長期間使用される資産であっても、基本的に資産形成のための現金支出のあった年度に、全額が計上されます。そのため、費用を起債によって賄うことにより、市債償還期間での負担の均衡化を図ることができません。

本来、市債の発行には、原則として必ず資産の形成が伴っています。問題は、この原則に基づかない市債発行、いわゆる「赤字市債」ともいうべき借金が急増している点にあります。それは「減税補てん債」と「臨時財政対策債」で、川崎市でもすでに市債残高全体の四分の一、二四〇〇億円余に達し、さらに毎年二〇〇億円が積みあがろうとしています。

「減税補てん債」とは、国の政策により行われる減税施策のうち、制度的・恒常的でないものについて、減税減収分補てんのために起債するものです。これは、本来は地方交付税の増額によって賄うべきものですが、一時的に地方債を発行させ、その元利償還金の全額を地方交付税の積算根拠となる基準財政需要額に計上することで国が負担する、という仕組みとなっております。

「臨時財政対策債」とは、国における地方交付税財源が不足するため、不足分を地方債発行によって賄い、減税補てん債と同様に、元利償還金の全額を基準財政需要額に計上することで国が負担するというものです。

減税補てん債と臨時財政対策債は、本来は地方交付税によって賄われるべきものですから、当然一般財源として利用でき、毎年の自治体運営に費やされま

す。国の制度に基づき、元利返済も国が保証する借金ではあるものの、その中身は「赤字市債」に他なりません。

さらに川崎市にとっては、大きな懸念材料があります。「減税補てん債」「臨時財政対策債」とも、自動的に元利償還分が国から交付されるのではなく、基準財政需要額に積算することで交付されるからです。つまり、結果的に地方交付税の不交付団体となれば、元利償還分の全額が自治体負担となります。川崎市は二〇〇三年度以降不交付団体であるため、結局は自力で返済することになる可能性は決して低くはありません。

も、大きな特徴となっております。問題は、財政的に恵まれた川崎市であっても、客観的に見れば極めて厳しい状況であるということであり、さらに言えば、この状況を前提として、自治体運営、地方政府構築を進めていかなければならないということになります。

川崎市の累積市債残高はほぼピークに達しているものの、その中身のうち毎年二〇〇億円「赤字市債」に置き換わりつつあり、すでに市債残高全体の四分の一が「赤字市債」になっていることは、やはり大きなリスク要因として認識する必要があります。

他方、川崎市は京浜工業地帯に重化学工業、市内を縦断するJR南武線沿いに電機・精密・IT企業を擁するともに、東京に隣接し公共交通機関での移動も容易なことから、人口密度も高く、税財源上恵まれた自治体でもあります。財政力指数は政令指定都市の中で一番高く、二〇一〇年度は政令指定都市で唯一の地方交付税不交付団体となりました。

歳入における自主財源の比率も、政令指定都市平均の40.0%に対し、48.5%と高いとともに、安定的な税源である個人市民税、固定資産税の合計が市税収入全体の80%を超えていること

も、大きな特徴となっております。問題は、財政的に恵まれた川崎市であっても、客観的に見れば極めて厳しい状況であるということであり、さらに言えば、この状況を前提として、自治体運営、地方政府構築を進めていか

なければならないということになります。

まず、川崎市の現実の直視を  
現在でさえ楽観できない状況は、残念ながら今後、さらに厳しさを増すものと思われま

す。川崎市の現実の直視を  
現在でさえ楽観できない状況は、残念ながら今後、さらに厳しさを増すものと思われま

今まさに必要なのは、川崎市がどうなっているのか、そして市民の努力によってどうなるのかをしっかりと直視することであり、そのための場が地方議会であると思います。

二〇〇七年四月の改選後、川崎市議会の改革は、「政務調査費不適切使用」問題を契機に始まりました。個別外部監査の結果を受け一定の整理が終わったのちに、市民に開かれた議会とするための議論を超党派で行い、〇九年には政令指定都市で初めてとなる議会基本条例を制定することができました。

条例制定を受けて、第一条に規定された「市民に開かれた議会の実現を図る」ための議論は、議会運営委員会の場で行われていますが、常任委員会審査における傍聴者への資料提供や本会議場への大型映像装置の設置と活用など、「よりわかりやすく」「二〇一〇年の二四万人が二〇三〇年には三三万八千人へと約40%の増となります。このうち75歳以上では、一〇万四千人が一八万六千人へと約80%の増、さらに85歳以上だけでは、二万七千人が七万二千人へと約二・六倍となると見込まれていま

す。川崎市の現実の直視を  
現在でさえ楽観できない状況は、残念ながら今後、さらに厳しさを増すものと思われま



江田健治氏(前白井市議・同人)  
法と知識」と銘打った生活相談会活動を長年続けてきました。こまめな活動は「エタママ」という愛称とともに、地域の人々に親しまれ、生活相談ポスターに手を合わせる市民の姿も見られたとのこと。  
「ここ数年は体調をくずしていましたが、「充電期間」と位置づけて、北海道福島町、岩手県葛巻町、長野県栄村などの先進的な取り組みを熱心に研究し、今後生きかすべく、決意を新たにしていた矢先でした。  
初春の  
来光受けて  
いざ歩む  
(年賀状より)

江田健治氏(前白井市議・同人)  
法と知識」と銘打った生活相談会活動を長年続けてきました。こまめな活動は「エタママ」という愛称とともに、地域の人々に親しまれ、生活相談ポスターに手を合わせる市民の姿も見られたとのこと。  
「ここ数年は体調をくずしていましたが、「充電期間」と位置づけて、北海道福島町、岩手県葛巻町、長野県栄村などの先進的な取り組みを熱心に研究し、今後生きかすべく、決意を新たにしていた矢先でした。  
初春の  
来光受けて  
いざ歩む  
(年賀状より)

今回の市議会議員選挙は、単に民主党にとっての「逆風」というだけではなく、名古屋市のリコール問題に示されているように、現状の議会や現職議員に対する批判の多い中で、市民に開かれた議会をつくることで、市政の「見える化」を実現し、新しい改革の担い手を形成することが必要です。この戦いを通じて、そのための道筋を明らかにしたいと考えています。

一灯照隅 第五十四回

都議会最大会派としての一年半

東京都議会議員

昨年七月の東京都議会議員選挙で、民主党は都議会最大会派となりました。それから一年半、都議会での活動を報告します。

八ツ場ダムは必要か

正確なデータに基づき検証を！

昨年十二月二十二日、「八ツ場ダムを考える一都五県議会議員の会」で、国土交通大臣に要請書を提出しました。「八ツ場ダム事業の科学的・客観的な検証を求める要請書」です。都議会からは、花輪ともふみ議員と私が参加し、群馬県でも同時に記者会見が行われました。長年の政策により振り回されてきた住民の生活再建はもろろんで

すが、「いろいろなものはつくりたくない」観点から、真の「予断なき検証」を求めるものです。八ツ場ダムは、群馬県長野原町に建設予定のダム。もちろん国土交通省の管轄ですが、利水ならびに治水の恩恵を受けるのが、東京、千葉、埼玉、群馬、茨城、栃木の都五県。東京都は、二〇一五年までで六三五億円の負担金を支払うことになっています。一昨年九月の政権交代後に前原国土交通大臣が中止を宣言しましたが、一都五県の知事が反発し、検証や協議は進まないままになっています。今後馬淵大臣の下、検討の場が設けられるのですが、八ツ場ダム事業を推進してきた関東地方整備局の主導で行われる中、科学的・客観的な検証が行われるよう申し入れるものです。東京都では、来年度も負担金が予

算計されています。

そもそも八ツ場ダムは、一九四九年に経済安定本部の諮問機関である治水調査会の答申に基づき建設省によって手掛けられた「利根川改訂改修計画」で、利根川に十箇所のダムを建設する利根川上流ダム群（後の「利根川水系八ダム」）計画に準拠し、カスリーン台風級の水害から首都及び利根川流域を守るために一九五二年に計画発表されました。すでに五十八年もの月日が流れています。

一九九二年に長野原町、群馬県、当時の建設省で協定書を締結。建設工事が始まったのは一九九四年です。総事業費は四六〇〇億円ですが、関連工事や起債利息を入れると八八〇〇億円とも言われています。最初は二一〇〇億円の事業費が予定されていました。工事の遅れなどにより二〇〇四年に四六〇〇億円に増額変更されました。ダムは、水道水や工業用水などの利水と、洪水対策である治水のために建設されることになっています。しかし、ダムによる新たな水源開発が本場に必要なのか、またダムに頼らない河川の治水があるのではないかと、この疑問もあります。東京都の場合、平成二十年度の一日の平均使用水量が四二二万六千立方メートル、一日最大配水量が四九二万四千立方メートルです。東京都の保有水源は、六三〇万立方メートルありますが、都は安定水源は五三六万立方メートル、課題を抱える水源が八二万立方メートル、さらなる水源開発が必要だと言います。平

田の上 いくこ（同人）

成二十五年に六〇〇万立方メートルを確保するために、八ツ場ダムの四三万立方メートルが必要なのだそうです。しかし実は保有水源に記載されていませんが、多摩地域では地下水が三〇万立方メートル取水されています。しかも、人口が増えていくにも拘らず、一日最大配水量は平成十六年の五二二万九千立方メートルから毎年減少傾向。本当に二年後に六〇〇万立方メートルが必要なのでしょうか。（すべて一日あたりの水量）

平成二十五年の水需要予測は、昭和六十一年から平成十二年までのデータに基づいて、平成十五年に出されたものです。東京都議会の公営企業委員会で昨年五月、水需要予測を見直すことを求める請願を趣旨採択しました。しかし、いまだに水道局は最新のデータに基づいた水需要予測を検討していません。

昨年末、水道局は五十五百年後を見据えた長期構想を策定するため、「将来の首都東京にふさわしい水道施設の再構築を考える会」を発足。水源、水道施設、水需要予測の三つの観点から水道施設の再構築について検討することです。しかしながら、またもや座長は首都大学東京の大学院教授。都の肝心の大学の教授が指揮をとる中、客観的な判断ができるのでしょうか。新たな水源（ダム）を開発するということは、利水の恩恵を受ける都民ならびに県民の負担が増すということ。水を排他的、独占的に使用することが

できる権利を水利権と呼び、水の配分はその水利権に基づいて行われています。そして水利権が発生する水源としてダムがあります。ダムが多ければつくられるほど、水利権料が増えていきます。しかも、まだ完成していない水源のダムに「暫定水利権」としてお金を払っているのです。暫定水利権は、ダムが完成したときに「安定水利権」となりますが、暫定水利権の段階でも取水はできます。つまり、ダムがなくても川の水は取水できます。

当然ですが、新たな水源開発は正確なデータに基づいて必要性を検証しなければ、納得できるものではありません。

築地市場の移転・再整備の課題 一昨年七月の東京都議会議員選挙で「築地市場の強引な移転に反対」というマニフェストを掲げて闘った民主党が最大会派となった東京都議会。一年半に亘り、激しい議論が続いてい

ます。築地市場は、昭和十年に開場しました。昭和六十年代には、築地市場が現在ある土地で再整備を進めていきましたが、業界調整や工事の長期化により頓挫、平成十三年に豊洲への移転を東京都が決めたものです。ところが、東京ガスの工場跡地だった豊洲の移転予定地は、すでに東京ガスが土壌汚染対策をしてあったにもかかわらず、平成十九年に大規模な土壌汚染や地下水汚染が発覚し、議論を沸かせることになりました。

シアン八六〇倍、ベンゼン一万四千倍など、環境基準値をはるかに超える値は、日本最大の汚染と呼んでも過言ではありません。そして、都議会民主党をはじめとする賛成多数で「築地市場の移転・再整備に関する特別委員会」が設置され、私も委員として審議を続けてきました。た。「豊洲への移転ありき」で話を進めるのではなく、市場で働く人たちの意見を聞くことを第一に、現在市場のある築地で再整備できないかを探ってきました。

築地の土地は、荷物を運ぶターレーの事故があったり、ダンボールなどが散乱していたりと、狭くて危険だと言われてきました。二三ヘクタールの築地から四〇ヘクタールの豊洲へ移れば、もちろん広いでしょうが、環状2号線や315号線が分断され、通路があるとはいえ、三つの建物になる豊洲の新市場は使いやすくなるのでしょうか。産地直送や大型スーパーなどの先取りによって、市場の取扱量が年々減っていく中で、本当にそれだけの広さが必要なのかという議論もあります。

都議会民主党は、現在地再整備案を公募し、四案を都議会に提出。土壌汚染対策の地質学から建築設計、物流にいたるまで、議員の仕事を超えた仕事をし、東京都の豊洲案と比較できるまでになりました。

昨年三月の都議会第一回定例会では、平成二十二年の予算が審議されましたが、そこに計上されたのが、豊洲新市場予定地の土地購入費一、二六〇億円です。都議会民主党では修正案を提出する構えでしたが、最終的には三つの付帯決議をつけて中央卸売市場会計予算を可決しました。

1、議会として現在地再整備の可能性について、大方の事業者の合意形成に向け検討し、一定期間内に検討結果をまとめるものとする。知事は議会における検討結果を尊重すること。 2、土壌汚染対策について、効果確認実験結果を科学的に検証し有効性を確認するとともに、継続的にオープンな形で検証し、無害化された安全な状態での開場を可能とすること。

3、知事は、市場事業者それぞれの置かれている状況及び意見などを聴取し、合意形成など「新市場整備」が直面している様々な状況を打開するための有効な方策を検討すること。

石原慎太郎東京都知事は、「議会における現在地再整備の検討結果について真摯に受け止める」、「執行機関として、現在地再整備の組織を設けていく」、「用地取得費の執行については、「議会の合意に示された意思を尊重する」と答弁し、予算は通ったとはいえ、事実上豊洲の土地購入費は凍結した形になっていました。

ところが昨年十月二十二日、石原東京都知事は凍結になっていた豊洲の土地購入予算をはじめ関連予算を執行すると、突如マスコミに宣言。民主主義を無視し、議会を軽視した発言をしました。付帯決議のいずれも現段階で満たされるとは到底言いがたい状況です。私たちは、「移転ありき」ではなく、働く人たちの声を聞きながら市場の再整備先を決めていくべきだと主張しています。

行政改革は、監理団体にメスを入れているスタート 都議会民主党の行政改革PT（プロジェクトチーム）内に監理団体検証ワーキングチームをつくり、昨年の決算委員会をはじめ各常任委員会の事務事業質疑で監理団体の問題点を洗い出し、各議員が担当を持ち、追及をしました。 その結果、①都から特命で受託した事業等については、契約情報の公表範囲を二五〇万円以上に拡大。②さらに、このうち監理団体が特命で契約を行う特定契約（都から委託されたものを他の業者に再委託する際、随意契約にすること）は、二五〇万円未満も含めて全件公表。③今まで、七つの監理団体が設け

ていなかった「情報公開審査会」の設置を求め、審査会に外部委員の登用を図るよう指導等、改善が図られることになりました。都民への説明責任が果たされるよう、積極的な情報公開に向けて、これからも厳しいチェックを続けていかななくてはなりません。

十二月に行われた第四回定例会では、五年前に管理委託から指定管理者制度に切替えをした施設が一斉に更新を迎え、五十事件案の委託契約について審議が行われました。建設局や港湾局を中心に議論がなされましたが、私は地元江戸川区でおなじみの「葛西臨海公園」について質疑をしました。

葛西臨海公園は、JR京葉線の駅や大きな駐車場もあります。が、入り口を入って南に進み、海岸から葛西渚橋を渡ると、水域を含めて「葛西臨海公園」という名前であることを知っている人はどれだけのいるのでしょうか。しかも、臨海公園は建設局、海浜公園は港湾局の所管。それぞれの局から委託費を払って指定管理者に発注しています。建設局が葛西臨海公園を、特命随意契約で東京都の監理団体である「公園協会」に委託し、

港湾局も、一体的管理が必要だから...と言っていて、同じ業者、「公園協会」に委託しています。葛西臨海公園は水域部分が広いとはいえ、東なぎさは野鳥保護のため立ち入り禁止で、実際使用できるのは西なぎさのみ。施設は、案内所と仮設トイレ、バーベキュー広場、自動販売機や土日祝のみ営業の売店などです。平成二十一年度の包括外部監査で指摘されるまで、わずかの植栽の剪定を業者に発注、建物の清掃等も独自で業者に委託し、非効率率そのもの。当然葛西臨海公園と一体的に管理すべきものでした。

なぜ局の垣根を越えて、一緒に委託できないのか。公園協会が提出している「事業計画書」も、お互いの局のものは見えていないことが判明。まさに縦割りの弊害です。複雑な契約の仕組みにムダが隠れていました。指定管理者の委託についても、都議会民主党各議員が各常任委員会で徹底追及をしました。

またまた情報公開が不足している感が否めませんが、これからもチームワークを発揮し、今まで見えなかった無駄を洗い出していくつもりです。

**「がんばろう、日本！」国民協議会 会員になりませんか**

同人会員 24000円    購読会員 3500円    賛助会員 50000円  
(いずれも年間)

◆会員には機関紙「日本再生」(月刊)を送付。一般2000円の講演会参加費が、1000円となります。「囲む会」は会員限定です。くわしくは「要綱」をご参照ください。(下記ホームページからもご覧いただけます。)

◆振込みは、「がんばろう、日本！」国民協議会 まで  
郵便振替 00160-9-77459  
ゆうちょ銀行(店番号019) 当座0077459

お問い合わせ 03-5215-1330  
ホームページhttp://www.ganbarou-nippon.ne.jp



□インタビュー□

# 消費者行政の転換

## 「事業者育成」から「消費者目線」へ

### 保護の対象から「主体としての消費者」へ

福島浩彦・消費者庁長官に聞く

#### 消費者、生活者視点の行政に変える

消費者行政は、大きな転換が求められています。従来は、事業者を政府が規制することに重点が置かれてきた。ところが、消費者が主体となり、自ら行動するようになって安全・安心な市場、社会をつくるべく、その主体として消費者を位置づける、そのための消費者行政が求められています。消費者庁の発足も、直接のきっかけはパロマ湯沸かし器やこんにゃく入りゼリー、中国製ヨーグルなどの問題でしたが、大きな背景には、こうした転換の必要性があると思います。では、実際には何が問われてくるのか。

消費者庁が発足して、消費者事故などの情報が一元的に消費者庁に集まる仕組みができました。この情報は消費者庁の



福島浩彦 (ふくしま ひろひこ)  
消費者庁長官

1956年生まれ。83年我孫子市議会議員初当選。市議3期目の途中で市長選に立候補、当選。市民自治の先駆的な取り組みを展開。3期。07年退任後、シンクタンクなどで市民自治の普及に尽力。政府の事業仕分け人などを務める。2010年より現職。

ものではなく、国民全体のものとして消費者と共有化しなければなりません。そうでなければ消費者が主体になどなりません。消費者が保護の対象であるという情報の共有化は必要ありませんが、ですから、集まった情報を国民の共有財産としてどのように公開していくかが問われます。またこれまでの、とくに国の行政は「事業者の育成」という視点から行われてきました。これを消費者目線に変えていくことが問われます。この二つは重なる部分が非常に多いのです。

例えば食品表示で、中国産うなぎを「国産うなぎ」と表示するのはJAS法違反ですが、こうした意図的な偽装でなく、生産ラインが混同したなど、過失で表示を誤ることもけっこうあります。JAS法違反については主に農水省が扱ってきたのですが、過失であって、ただ

ちに是正措置が取られ、再発防止の対応もされたという場合は、法的処分ではなく行政指導にしてみました。行政指導にとどめると非公開となります。じつはそれがJAS法違反の九割以上を占めていたのです。

たしかに「事業者育成」の視点で見ると、過失による違反で、ただちに是正、再発防止策をとった事業者に対して、あえて違反の事実を制裁的に公表する必要はない、ということになります。しかし消費者の側に立って見ると、JAS法違反の九割以上が公開されないわけですから、間違った表示の食品を買って食べても、消費者は最後まで知らないままになってしまふ可能性があります。消費者目線で見たら、これはとても納得できません。

また製品の事故が起こった際、具体的な製品名や企業名を公表するかどうか、ということが常に問われます。なかなか大変な問題です。従来は、製品に欠陥があつて事故につながつたと考えられる場合に、公表していません。これも制裁的

な公表といえます。しかし、消費者目線で見るとどうでしょうか。製品に起因した事故であると判明するには一定の原因調査が必要で、時間がかかることがあります。その間にさらに事故が広がる可能性もあるわけです。製品起因かどうかにかかわらず、同じ製品の事故が今後も広がって、消費者が重大な被害を受ける可能性があるとしたら、消費者は自らの安全を守るために具体的な製品名を知る必要があります。

そこで消費者庁は、製品起因かどうか不明な段階であっても、あるいはたとえ製品起因と言えなくても、同じ製品の事故が広がる可能性があれば、企業にも協力してもらつて製品名を公表して消費者に注意を喚起する、という方針を変えたのです。

その例をひとつ紹介すると、介護ベッ

#### 消費者目線と対立する

#### 「役所の論理」

消費者目線というところ、企業と対立する受け取る人もありますが、じつは消費者目線の対極にあるのは「企業目線」や「事業者目線」ではなく、旧来型の「役所の論理」なんです。製品事故が起こって、消費者は製品に問題があると言いつつ、企業は製品には問題ないと言いつつ、企業は製品には問題ないと言いつつ、そんなときに、従来の役所の論理では「真実がはっきりしないので、行政が何か発表をすることから非難されたり、下手すれば訴訟を起されたりするから、なるべく最低限のことしか発表しない」となるわけです。

消費者目線で考えるということとは、「消費者が絶対に正しい、企業はウソをついているに違いない」と決めつけることではありません。「こういう事故が起こり、消費者はこう主張している、企業はこう主張している。そしてこういう原因究明調査を行っている」と、きちんと公表することなんです。事実を事実として公表する。そうすれば、さらに新たな情報が集まり解明が進むかもしれない

ドによる死亡事故等が連続して起きています。旧JIS規格のベッドは柵の間隔が広くて、そこに首などを挟んでしまうのです。新JIS規格では頭が入らないように幅が狭くなっていますが、販売した当時のJIS規格に適合しているベッドなら、首を挟む事故が起こっても、公式には製品起因ということにはなりません。しかし、実際に死亡事故は起こっているし、今後も起こる可能性が強い。消費者庁は昨年十一月、企業名と製品名を出して注意喚起しました。消費者庁が判断の基準を変えた初めてのケースです。

「消費者目線」で行動すると、これまで「事業者育成」の視点でやってきたものを具体的にひっくり返していくことになるのです。

し、消費者が気をつけるようになれば事故の予防にもつながるでしょう。「消費者目線」とは、従来の役所の発想を変えるところです。

一部の悪質な業者を除けば、企業も消費者庁の守備範囲はすくなく広がります。重大な消費者事故の情報が各都道府県、事業者などから一元的に集まってくる。それ以外に自治体の消費生活センター（消費者相談窓口）からの相談情報は、年間八〇万件以上あります。そういう情報を分析して対応していくわけです。必要があれば消費者に注意を呼びかけたり、各都道府県に必要措置を要求したりします。監督官庁がない分野は、消費者庁が直接、事業者に命令を出すこともできます。また悪徳商法や食品偽装の

#### 新しい消費者行政にむけた課題 独立した事故調査機関

ような違法な行為に対して法の処分をします。

新たな制度づくりも担当しています。集団的な消費者被害救済のための集合訴訟や悪徳業者の財産隠しを防止する制度、食品表示の分かりやすい二元化など、いろいろ取り組んでいます。その中で、事故調査機関のあり方の検討はとても大きなテーマです。

航空機や鉄道の事故については一応、国土交通省の運輸安全委員会がありますが、

消費者目線を持たなければ売れる商品を作れませんから、必死になって消費者目線を持つようになっています。行政のなかで一番、消費者目線を持っているのは自治体、とくに市区町村です。直接、住民と接していますから。一番持っていないのは国の行政でしょう。それを転換していく役割が、消費者庁にはあるのだと思います。

消費者庁の多くの職員は他の都道府県から出向してきています。内閣府をはじめ、経産省や厚労省、農水省、国土交通省、公正取引委員会など多くの役所から消費者行政に関わる仕事と人を消費者庁に集めたわけです。しかし消費者庁は、課があるだけで部も局もないフラットな組織です。長官の下には次長と審議官・参事官がいるだけです。それは良いのですが、庁内のポストは少なく、大多数の職員はずっと消費者庁にいたのではなく、何年か後にはまた元の役所に戻ったりするのです。生え抜きの職員をつくるには時間がかかりました。

これはある意味で弱みですが、逆に消費者目線をもつた官僚を育成して次々に霞ヶ関の他の官庁に戻していく、と考えれば強みにもなります。もちろん簡単ではありませんが、消費者庁は、政府全体を消費者目線に変える、その司令塔です。

これはある意味で弱みですが、逆に消費者目線をもつた官僚を育成して次々に霞ヶ関の他の官庁に戻していく、と考えれば強みにもなります。もちろん簡単ではありませんが、消費者庁は、政府全体を消費者目線に変える、その司令塔です。

新たな制度づくりも担当しています。集団的な消費者被害救済のための集合訴訟や悪徳業者の財産隠しを防止する制度、食品表示の分かりやすい二元化など、いろいろ取り組んでいます。その中で、事故調査機関のあり方の検討はとても大きなテーマです。

航空機や鉄道の事故については一応、国土交通省の運輸安全委員会がありますが、

6面から続く

たどる記憶に新しいことでは、エピソードでの死亡事故も起こりました。

日本社会には、事故原因の究明は警察の捜査に任せる、という感覚があります。

しかし警察の捜査は、原因の究明それ自体が目的ではなくて、刑事責任を問うべき個人がいるかどうかを見極めるために行われるものです。その関連で事故原因を調べているのです。ですから捜査を受ける側は、自分に不利なことはしゃべりません。しゃべれば自分が刑事責任に問われるかもしれませんから。

事故調査は、必要なら関係者を刑事免責にして全部しゃべってもらってもありえます。個人の責任を追及するというよりは、ミスを生み出した構造やシステムについて、その社会的背景まで含めて究明し、二度と同じ事故が起こらないようにする、というものです。こういった事故調査の仕組みは、日本では十分に確立しているとは言えないのです(医療事故も同じ構造/編集部)。

刑事免責は被害者感情が許さない、という意見がありますが、私は消費者庁長官になってから、日航機御巣鷹山事故やシンドラジャー社エピソードの遺族の方の話をうかがいました。被害者の皆さんが裁判を起こすのは、誰か個人の責任を追及したいというよりも、なぜこういう事故が起きたのか、真実を知りたいという思いからです。そして同じ事故を二度と繰り返して欲しくないと思っておられるのです。

裁判を起こさなければ捜査資料が出てこないから、真実を知るためには裁判を起さすしかないわけです。刑事免責は被害者感情を無視することになるといっても、今の仕組みのほうが被害者の気持ちに配慮していないと思えます。

現在、消費者庁が呼びかけて研究会をつくり、独立して、公正で、網羅的な事故調査機関のあり方について積極的な議論を重ねています。

### 地域主権のもとで自治体とネットワーク

消費者生活の現場は地域です。したがって消費者庁が、自治体の消費者行政や地域の住民の活動ときちんとネットワークを結ぶかどうかが、ここが勝負どころです。しかも、かつてのような上下の関係ではなくて、地域主権を踏まえた自治体との対等なネットワークでなければなりません。消費者目線の新しい消費者行政を展開できるかどうかは、ここにかかっています。年間八〇万件以上の相談を受けているのは、自治体の窓口なんですから。

しかし自治体自身は、消費者庁が「地方消費者行政の充実を」と言っていると、「そのための予算をください」という話が帰ってくることも多いです。

〇九年から、地方交付税で消費者行政の算定基準を九〇億円から一八〇億円へ倍にしました。もちろん地方交付税は自治体が何に使おうと自由です。交付税総額がどんどん減らされているときは、算定基準が増えてもほとんど意味がありませんが、現在の政権になって交付税総額もかなり増えていますので、実効性はあはざるはずなんです。

ところが今、消費者庁長官として全国をプロックごとに回って、自治体の担当者と話し合いの場を持っています。プロック会議では、「自治体が自由裁量で使える地方交付税に入れても見えない」「見えるように支援してもらいたい」という声が出てきます。

「見えるように」というのは、ヒモつきにする、という意味です。自由に使える財源じゃなくて、ヒモつきにしてくれ、と自治体が要求する。しかし私としては、これからはヒモつきの補助金ではなくて、地方交付税や一括交付金のような自治体が消費者行政を含めて自由に使える、かつ恒久的な財源を確保するよう消費者庁として努力したいと考えています。

昨年末に決定した補正予算で、片山総務大臣が「住民生活に光を注ぐ交付金」というものをつくってくれました。使い方の例として「消費者行政」をトップに挙げてもらっていますが、ほかにもDV対策や自殺予防など、重要だけれどもこれまであまり予算がつけられなかった分野のための交付金です。大きな枠はありますが、そのなかで自治体が自由に使えるお金です。これをちゃんと使って、自治体が消費者行政を充実させてくれるかどうかを試金石だと思っています。

消費者を市民社会の主体として捉えた消費者行政というのは、国から言われてやるというものではなくて、自治体自身が主体的に取り組むものはずなんです。そうあってほしいと願っています。自治体の市民、国民全体の意識も高まって、多くの自治体がそんな判断をしてくれるような環境づくりを、消費者庁として本気でやりたいと思います。

(2010年12月30日。聞き手/戸田政康、石津美知子。タイトル、小見出しとも文責は編集部)

□インタビュー□

## 変化に対応するための税制へ 一步を踏み出した。二十三年度税制改正のポイント

五十嵐文彦・財務副大臣に聞く

### 雇用拡大・経済活性化にむけた税制

平成二十三年度税制改正においては特に、「フレ脱却と雇用のための経済活性化」「格差拡大とその固定化の是正」「納税者・生活者の視点からの改革」「地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革」の四つを柱としています。

また「個人の増税がけしからん」と、すべての個人に増税が及ぶような印象を与えていますが、これもまったく間違いです。今回の税制改正は、格差の拡大と固定化に対する是正措置であり、高額所得者に対する行き過ぎた優遇を是正したものです。それも慎重に行いましたから、大多数の普通の生活者、勤労者に増税されるものではありません。

ところがマスコミは税制改正の本身には触れずに、「法人は減税、個人は増税」とだけ批判しています。これは的外れも甚だしい。税の世界においては、法人と個人は対立するものではありません。なぜなら、法人税を最終的に負担しているのは個人だからです。法人のコストは税であれ何であれ、最終的には(モノであるサービスであれ)価格に上乗せされるわけですから、それを購入する消費者が負担していることになる。ですから法人税も、最終的には個人が負担していると考えるべきなのです。

逆にいえば、法人税の軽減は個人にもメリットが及ぶと考えられます。法人税引き下げで企業がコスト減になれば、その分を従業員の給与に回したり、下請け単価を引き上げたり、あるいは製品やサービス価格を下げるなどの形で、個人にも還元されていくわけです。

こうした意味でも、「法人減税、個人増税はけしからん」という話はおかしい。減税も「税を使う」ことに変わりはありません。

法人税には国税と地方税があります。これをあわせて現在の40%台から35%台に引き下げます。国税では23%強となり、韓国(22%)、中国(25%)並になります。日本が法人税を下げる決めたので、アメリカも5%の減税を決めました。法人税の引き下げ競争の感もありませんが、わが国はアジアで勝負していかなければならない以上、法人税は近隣諸国の水準に合わせざるをえないところがあると思います。

ただし、法人税率が企業立地のすべてを決めているかのような発言は間違いです。とくにシンガポールの税率の低さが引合いに出されますが、シンガポールのようなサイスの都市国家と日本のような国とを、単純に比較することはできないと思います。

問題は強力なライバルである韓国です。韓国は相当、国際競争力を高めていますから、それに負けないような制度をつくっていかねばならない、ということもあって法人税の引き下げに踏み切ったわけです。

### 「世の中にお金が回る」ようにする

ただこれだけでは足りません。日本の経済の歴史の中で、今ほど大手企業が内部留保を抱えている時代はない、といわれています。二百兆円を上回る内部留保があるにもかかわらず、有望な投資先がないために、それが国債の購入に回る、だからもっと国債を発行しても大丈夫、という国債パールの様相を呈している。それで本当にいいのかというわけです。

〇面へ続く

7面から続く  
有効な投資先を見つけられるような経済構造にしなければなりません。簡単にいえば、「世の中にお金が回る」ということです。(お金が回るためには) お金をもっと供給すべきだ、という議論をする人もいますが、お金は十分あるわけです。それが世の中にちゃんと回っていないところが問題で、そこを変えなければなりません。

例えば団塊の世代が続々と定年退職しています。退職金はかなりあるはずなんです。将来不安があるのでなかなかそれを使わない。そこで年金、医療の大改革を行って、安心して今の生活の向上のためにお金を使っていたらいいようにする。

また八十年代から六十代に相続しても(資産形成も終わって)あまり使いませんから、現役世代である孫への相続あるいは贈与ができるようにする。このように全体的に、お金が回る日本社会にしようということが、今回の税制改正の大きなポイントです。

お金が回る、ということでは中小企業の活性化も重要です。バブル崩壊後の経済政策の大きな失敗は、有望な中小企業からも貸しはがしを行ったことです。それによって「生きていく」企業の根を止めてしまった。その一方で、退場すべき大企業には「大きすぎて潰せない」(too big to fail)と追い貸しをした。

どの国でも企業の新陳代謝は当然で、潰れる企業がある一方で、新しい企業がどんどん出てくる。生まれてくる企業はもろろん玉石混交ですが、そのなかから「玉」を見つけて育てていく。それが経済の発展の基本だと思います。日本はそれをしなかった。一律、バブルの時に不動産を買って損をした企業はお金を返せ、と中小企業から貸しはがし、「大きすぎて潰せない」「わゆるゾンビ企業には追い貸しをした」。

しかもその後も日本の金融機関は、リスクの低い国債ばかり買って、本来のバンクとしての役割「経済の血液であるマネーを社会に行き渡らせる役割」を放棄してきた。これが大きな問題だと思

ます。

その意味でも金融が大事です。日本型金融システムが悪いのではなくて、それが日本の成長を支えていた。地域で中小零細企業を見て、経営者の人物まで評価し、育て上げていくということをしてきた。その仕組みを自ら壊してしまっ

たわけです。国際決済銀行(BIS)規制を受け入れて、(国際的業務を行うための要件となる)自己資本比率の基準をクリアすることが第一になってしまった。その結果、金融機関がただお金を溜め込んで国債を買い続けるだけで、投資先を選定して成長するところにお金を回す、という本来の役割を果たさなくなっている。ここを変えなければならぬと思います。

今回の税制改正では、中小企業を育てるところに力をいれなければならないというところで、かなり無理をして、中小企業の軽減税率を18%から15%に引き下げました。中小企業の所得については800万円が軽減税率の対象なので、「たいたいしたことない」と思われるかもしれませんが、800万円を超える部分については法人税率が5%下がるわけですから、元気のいい中小企業にはかなり効果が出てくると思います。

また「民主党は公約で11%と書いていたじゃないか」という批判もありますが、これはじつはちょっと難しい。個人事業主の税率が15%ですから、中小企業を11%にするとは逆転現象が起きてしまいま

### 伸びていく企業を後押しして、雇用を増やす 雇用促進税制の新設

新たに雇用促進税制を設けました。これは今までとはまったく逆の発想です。これまでは景気のわるくなった産業や企業に、人を切らないようにしてもらったために雇用調整給付金などを渡して雇用を維持する、という政策でした。これは継続しますが、それでは雇用の拡大にはならないわけです。

す。これはやはり公平さに欠けるので、ギリギリ同じ15%にまで下げたということ

です。またさまざまな税の適正化(増税)を行いました。これも中小企業については免除しています。例えば繰越欠損金の控除に制限を設けましたが、中小企業については適用していませんから、これまでどおりです。

繰越欠損金については、銀行がよく例に出されます。金融危機のときに公的資金を注入されていながら、その後収益が改善して、今や三メガバンクの収益が二兆円を上回るにもかかわらず、税金を一銭も払っていない。これは過去七年分の損失が繰り越せるので、その赤字で現在の赤字を相殺できるという仕組みがあるからです。

この繰越欠損金の控除について、これまでは全額だったものを、八割までに制限しました。つまり二割については、その年に赤字として計上できなくなるので、その分いくらでも税金を払っていただく。そのかわり、繰越期間についてはこれまで七年だったところを九年に延長します。

他の国でも繰越欠損金に制限をかけています。これは当たり前のごとどううと思います。また繰越期間を延長するということは、その分投資の回収期間が延びるわけですから、企業にとってもそれだけリスクをとりやすい経営環境になるというわけです。

つは雇用の質を高めることです。

二人以上(大企業は五人以上)なおかつ10%以上雇用を増やし、総人件費を増やした企業に対して、一人当たり200万円の税額控除を認めるといっもの。総人件費を増やす」ということですが、ら、ベテランを一人切って新人を三人入れる、ということも数合わせをするだけではダメ、ということ。一人当たり200万円の税額控除の意味は、若い人を雇用する場合の平均的な社会保険料負担が40万円なので、その半額ということ。企業が人を雇うときに一番負担になるのは社会保険料の増なので、それを軽減すると。本当は400万円の控除にしたかったのですが、使い勝手のいい税制なので、適用範囲が広がるのでその分国の負担が増えます。まず200万円からはじめてみようということ。また雇用を増やすのはパートやアルバイトでもいいのですが、雇用保険加入を条件にしています。その面では雇用の数を増やすとともに、質を高めることにも

なります。

### イノベーションを促進する

地方分権を促進する  
これからは、自立した自治体が主体的にマネジメントできるようにしなければなりません。このことは予算にも反映されていて、今年には都道府県を対象に、五千億円を一括交付金化しました。来年は市町村を対象にさらに五千億円、一括交付金化することを決めています。合わせて毎年一兆円が地方が自由に使えるお金になるわけです。

これは地方にとっては大きな意味があると思います。ひも付き補助金で、国から著の上げ下げまで指示されて、何度も書類の書き直しをさせられてきた。そういうことは止めよう、ということ。将来的にはさらにこれを大規模なものにして、こういうことが民主主義の方向

雇用を10%以上増やすとなると、母数が大きい大企業は使いづらいののではないかと考えられるかもしれませんが、伸び盛りの企業にとってはそうではありません。たとえばある食品スーパーチェーンは現在百店舗ですが、この五年くらいの間に五百店舗まで増やしたい。こういうところは、新規に出店すればそこで雇用が大きく拡大します。仮に千人雇用を増やせば、二億円が控除される。これは採算に大きく影響しますから、どんどん出店して人を雇おうということになる。伸びていく企業の背中を押すことで、雇用を増やすことにつながっていくこと

です。これは三年間の租税特別措置ですが、うまくいけばそれは継続することになりますし、本則にすることもありえると思います。これまではまったく違う発想の政策ですが、実績を通じて必ずこうした発想の転換を理解していただけたらと思っています。こうしたアプローチはじつはアメリカ、韓国でも行われようとしています。

性です。そのかわり、失敗したら責任も自治体でとってください、ということ。今はまだ最終的には、国が地方自治体の財政の尻拭いをするようになっていきます。ですから、中期債務には地方の債務も計算されているわけです。しかし将来的には、地方財政が破綻したら自分たちで責任をとってください、ということになる。そのためにまず、財源を地方に移譲して経営感覚を磨いてもらう、トレーニングを積んでもらうということで一括交付金化が始まっているわけです。

同時に特区制度をどんどん広げていく、ということ。これまでの特区制度は、規制緩和だけでした。これから始めようとしている総合特区は規制だけで

はなく、場合によっては税制支援措置もつけて、総合的にやろうということ。なかなかいいアイデアはでていませんが、本来は医療などはぜひやるべきで、ここは地域の知恵の出どころだと思います。

### 経済のグリーン化を促進する

グリーン投資促進税制を創設しました。CO2排出削減・再生可能エネルギーの導入拡大に結びつく設備投資を行う場合、30%の特別償却を認めます。中小企業の場合は、7%の税額控除との選択適用ができます。これもかなり思い切った税制になっていると思います。

また環境税(地球温暖化対策のための税)については、本年十月からの実施としました。いろいろ議論がありましたが、こは「小さく生んで大きく育てる」という思いです。

難しかったことのひとつは、ガソリン税の暫定税率の扱いでした。この部分も環境税のなかに取り込もうとしたのですが、「暫定税率の廃止↓ガソリンの値下げをやらないとマニフェストに反する、という党内の意見が強くなり、結局この部分は外して環境税を創りました。つまり暫定税率は「暫定」のまま残り、恒久的な環境税としては、石油石炭税に上乗せした税率のみ、ということからスタートしたわけです。

税額としては大きくありませんが、ともかくにもまずは入り口に立った、ということ。環境税自体が、自民党政権ではできなかったことですから。

具体的には、全化石燃料を課税ベースとする現行の石油石炭税に、CO2の排出量に応じた税率を上乗せします。上乗せする税率は、原油及び石油製品については1キロリットル当たり七六〇円、ガス状炭化水素は1トン当たり七八〇円、石炭は1トン当たり六七〇円です。「広く薄く」負担を求めることで、特定の分野や産業に過重な負担となることを避け、課税の公平性を確保します。また急激な負担増とならないよう、さまざまな措置も講じています。



五十嵐文彦 (いがらし ふみひこ) 財務副大臣 衆議院議員

1948年生まれ。東大卒。時事通信記者。93年日本新党より立候補、衆院初当選。4期目。著書「大蔵省解体論」「財務省支配の復活」など財政政策に精通、党税調会長などを歴任。 http://garachan.com/

### 行過ぎた優遇措置を是正する 格差是正のための税制

日本の活力の源泉は中間層の厚さですが、それが崩れてきています。所得分布を見ると、年収二百万円以下の層が一番多くて、年収が上がるにつれてだんだん少なくなり、最後に一千万以上のところが少し増えるという形になっている。これが若い人たちに希望を与えられない、活気のない社会の元になっているわけです。中間層を厚くする政策をやらなければならぬし、高額所得層が優遇されすぎているところを是正する必要があります、ということです。

先進国のなかで、日本のように給与所得控除を「青天井」で認めているところはないと思います。これを是正するところまで、一五〇〇万円を線引きし、それ以上は一律二四五万円としました。これを「個人は増税」というのは、的外れも甚だしいと思います。

8面から続く

人たちが。これは資本金十億円以上の超大企業の社員の平均年収(七百万円)の倍以上の人たちです。これに該当するのは、給与所得者の二五%くらいです。この人たちは通常のサラリーマンと比べて、自分の裁量かなり効く働き方をして、人たちが、例えば経費なども自分の判断で落とせる。裁量の効かないサラリーマンと同じように給与所得控除でみるべき事情は薄い、ということです。

またここでは、議員(特別公務員)も含めた公務員がかなり入ります。国会議員が対象にならないと意味がない、ということもあって一五〇〇万円を線引きしたのです。国会議員は給与の10%返納をずっと続けていますが、それでもこの対象になるので、今度は税金が増えるわけです。

私が調べたところでは、大きな県の議会議員は一五〇〇万円を超えています。またそれ以外の県でも、議会議長は超えています。市長、副市長もそれなりの市では超えていますし、政令市も大きなところの議員は超えています。中央官庁では筆頭課長、官房三課長、審議官、局長クラスは超えています。都道府県庁でも、大きなところは該当する人が結構いると

思います。公務員のなかでもかなり恵まれている人たちは、少し負担してもらわなければいけないだろう、ということですね。

二百万以下の所得階層の人が一番多いといいますが、そのなかでも一五〇万円以下の人がどんどん増えている。毎日働いて年収が二百万以下、という人が一千万人以上です。サラリーマンが五千万人で、そのうち一千万超の人が年収二百万以下というのは相当な差です。ここはやはり、不適切に優遇されすぎていた部分を是正する必要があります。これを「個人は増税」というのは、いったいどこを見て

いるのか、ということです。さらに特に高額な法人役員や高級官僚、天下り役員などについては、給与所得控除を縮減します。すなわち給与収入四〇〇万円を超える部分は、控除額の二分の一(二二五万円)を上限とし、そこに向かって二〇〇万円から四〇〇万円までの間は上限を徐々に縮減していきます。

また退職金課税も見直しました。勤続五年以下の法人役員等の退職金について、これまではその半分にしか課税されていませんでしたが、これを廃止して全額を課税対象にします。また個人住民税の10%税額控除を廃止します。「勤続五年以下」とあるように、このポイントは地方の首長さんや渡り鳥といわれる天下り官僚です。

天下りでは給料を低く抑えて自立したなようにし、代わりに退職金を増やすんです。なぜかという、退職金はその半分にしか課税されないからです。これはある意味、退職金を利用した脱税といってもいいかもしれません。ほぼ三年ごとに天下り先を委せて、渡り歩いて、そのたびに何千万という退職金をもらうわけですから、ここは是正させていたたく。

また首長さんも四年ごとに退職金をもらって、そのお金で選挙をやるということになると、新人候補に対して現職が圧倒的に有利になります。これも全額、課税させていたたく。

### がんばる人を後押しする税制

一方、一般のサラリーマンについては、特定支出控除の範囲を大幅に拡大します。ここでは、特定支出控除の考え方をそのものを大きく変えました。ひとつは、これまでは特定支出のうち、給与所得控除を超えた部分しか控除が認められませんでした。今回の改正案では給与所得控除の半分を超えたら、その分を特定支出として認めることにしました。もうひとつは、特定支出として認める範囲を大きく広げました。

細かい話になりますが、給与所得控除というのは「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整」という二つの部分から成り立っています。これまではこれを一括りのものとして見ていたので、これをそれぞれ別のものとして考えることで、給与所得控除の半分を超えた部分は特定支出控除として認められることにしました。サラリーマンは自分の意思で勤務形態を決めることが出来ませんから、そういう「縛り」に伴う費用の部分と、勤務に関する費用(衣服など)というふたつの部分に分けて考えるということです。

たとえば転勤で引越が必要になった場合、引越費用が全額会社から出るとは限りません。そういう費用は特定支出になります。また業務によっては資格が必要になることもあります。これまでは自分で持ちなさい、ということでしたが、会社が認めればその費用を特定支出とすることが出来ます。あるいは新聞についても、会社が認めれば特定支出とすることが出来ます。このように「会社が認める」という条件をクリアすれば、図書費や衣服費、交際費、職業上の団体の経費などは「勤務必要経費」(六五万円を上限)として、また資格取得の費用は「資格取得費」とすることで、特定支出控除の範囲を拡充しました。

やる気のある人を国が支援する、という考えです。サラリーマンのみならず、主体的に確定申告していただきたいと思っています。

成年扶養控除の廃止・縮減については、かなり誤解されています。いい年をしてフラフラしているだけの人に税金を免除してあげる、という仕組みはこの国にもありません。何らかの理由がある人一人が弱い、介護しなければならぬ家族がいる、学生であるなど、ただ免除すればいいわけです。親が金持ちだから、子どもがいつまでも扶養家族扱いで遊んでいられる、というのはやはり公平ではない。そういう考えです。

もちろん、かなり慎重に配慮しています。成年扶養控除がなくなるのは、給与収入六八九万円・所得五〇〇万円以上の納税者です。これは中堅以上の世帯です。ただし事情があるところは全部、控除が適用されます。具体的には障がい者、要介護認定者・その介護者、長期療養者—これは通院も含めますし、精神・神経疾患も含みます。さらに六十五歳以上の高齢者や学生を扶養する場合などです。

が適用されます。給与収入五六八万円から六八九万円の間は、徐々に控除が縮減されます。「弱いものいじめ」といった短絡的な批判は、まったく当たりません。

またこのように、成年を扶養している経済的に余裕がある世帯に対して一定の負担を求めることになる、「うちの子どもは、ただ引きこもっているだけだから」といってそのままにしていれば、控除が受けられなくなりますが、ちゃんとお医者さんに通院すれば、改善するかもしれないし、通院していれば控除が受けられるということになります。つまり家の中から外へ踏み出す、その背中を押す契機のひとつになることも、念頭に置いて

いるのです。

相続税についても「個人は増税」だということでも、かなりの勘違いされています。相続税の課税対象は、亡くなった方のうちの4%にまで低下しています。今回の改正によっても、課税対象は6%です。もともとは、6%台だったのです。バブルで土地の価格がどんどん上がったため、それにあわせて相続税を緩めてきたわけですが、逆に今度は土地価格の下落が続くなかで、課税対象がどんどん減っていった。それを元に戻そうということです。

あわせて、贈与税を緩めて孫への贈与を認めることにしました。これは高齢世代から現役世代へ、よりお金が回りやすくするための政策です。

### 納税者の権利と利便性に立った 税制への大転換

あまり知られていませんが、今回の改正では年金収入が四〇〇万円以下で、「その他の収入」が二〇万円以下の年金受給者、例えばシルバーセンターでときどき働いているような方は、これまでは確定申告が必要だったのですが、それを不要にしました。つまり四〇〇万円以下の年金受給者の小額の収入は、すべて非課税ということです。確定申告のために

税務署に行くと並ばずに済むわけで、お年寄りにとってはこればかり便利なことです。

私の計算では、この分は三五億円になります。お年寄りには、三五億円の減税になるわけです。

また「納税者権利憲章」を策定して、昭和三十七年の制定以来最大となる国税

10面へ続く

○面から続く  
通則法の見直しを、納税者の視点から行います。

大きなポイントのひとつは、過去に払いきりすぎた税金の減額更正を請求できる期間を、現行の一年から五年に延長したことです。これまでは過去に払いきりすぎたことが分かって、一年分しか請求できなかったのです。そのかわり増額更正についても、三年から五年にしました。

これは当たり前のごとで、そうでないと公正さに欠けることとなります。税額更正は、払いきりすぎと不足が同時に判明する場合がありますが、払い戻し請求ができるときだけやって、不足のときは頼みかむりする、ということが起こるようでは

### 市民が互いに支えあって公益を担う 画期的な市民公益税制

もうひとつ大きな改革は、市民公益税制の拡充です。「新しい公共」を税制の面からも強力に後押ししていきます。これまで認定NPOへの寄付は税額控除の対象になっていましたが、認定NPOの要件(パブリック・サポート・テスト)はかなり厳しく、寄付金が経常収入金額の20%以上となっているので、事業収入の大きいNPOの場合、寄付金が20%に達しないために認定されない、というケースもあるのです。

パブリック・サポート・テストというのは、そのNPOが広く一般から支持されているかどうか、を計るためのものです。そこで今回はこの認定基準を一挙に簡素化して、三千元以上の寄付者が百人以上いればオーケー、ということにしました。また認定もこれまでは国税庁が行っていましたが、都道府県に移します。新しい公共とは、市民が互いに支えあって公益を担う、ということですから、認定についても、より市民に身近なところで行うべきだということです。これは地域主権の考え方でもあります。

認定NPOへの寄付は、所得税の税額

は不公平です。ほとんどの人はまじめに税金を払っているわけですから、そういう人たちと比べて公正かどうか、ということでも判断されるべきで、税務署と納税者、どちらがトクかソクか、ということではないはず。

また税務署が税務調査に入るときには、理由を附記しなければならぬとか、事前に期日を通知し、調査が終わったら終了を通知しなければならぬ、ということにしました。これも納税者の視点にたって、税務調査の手続きを透明化していくということです。国税不服審判院についても中立性、公正性をたかめるために、担当審判官の半数を民間から採用するなど、全面的に見直します。

### 市民が互いに支えあって公益を担う

控除の対象となります。NPO法人だけではなく、同じ基準をみたす公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更正保護法人についても税額控除の対象となります。

つまり納税者が、自分が納める税金の使い道を公益のために自らの意思で指定することができる、ということです。これは(税金は「お上に取られる」ものという)これまでとはまったく違う考え方です。その意味でも、サラリーマンの特定支出控除の拡充などとあわせて、積極的に確定申告をしていただきたいと思

このように今回の税制改正では、これまでの発想、考え方を大きく転換していきます。一言で言えば、「税金を取られる」ということから、「国民・納税者の視点に立つ税制」ということです。「納税者権利憲章」の制定などは画期的なことですが、この視点からの国税通則法の改正は、じつに四十八年ぶりの大改正です。まさに政権交代によってこそ、それが可能になったといえます。また法人税減税も十二年ぶりで、これも自民党政権ではやれ

なかったことです。

マスコミは「税制抜本改正が先送りされた」と批判しますが、元々これは三十三年度にやるというってきたことですから、今回の税制改正の課題ではありませ

ん。抜本改正については、「税と社会保障」ということで協議を進めることが、すでに総理から指示されています。年金制度をどうするか、その財源との関係で消費税をどうするか、という議論になるでしょう。こうした議論に、もかくにも本格的に踏み込むこと自体、政権交代の成果にほかならないと思

います。年金制度については「保険方式」「税方式」ともに一長一短ですが、いずれにして政権が替わっても維持される長期的な制度でなければなりません。そのためにも野党の議論を早く始めなければならぬ。財政や社会保障といった課題を、これ以上政争の具にしている場合ではないのですから。

(1月19日。聞き手／戸田政康、石津美知子。タイトル、小見出しとも文責は編集部)

## 躍動する韓国と北東アジア

□第95回 東京・戸田代表を囲む会□

### 韓国経済と韓国企業 現況と展望

本日のキーワードは「韓国企業」、「北東アジア経済圏」そして「日韓企業連携」です。

昨今、グローバルビジネスにおいては韓国企業情報が必要不可欠となっています。好き嫌いはどちらでもいいですが、韓国を直視することによって、背後にある新興国ビジネスが見える、また韓国を通じてアジア・ビジネスへの展開が可能だと考えます。また北東アジアを通じて中国、ロシアの本音が見えます。特に北朝鮮を通じて中国、ロシアが見えます。そういう問題意識で話を進めてい

きます。まず韓国経済と韓国企業についてです。韓国経済はリーマンショック後、見事にV字回復しました。OECDの中で二〇〇九年にプラス成長したのは韓国と中国だけです。この韓国経済の回復要因は三つにまとめられます。

一つ目は、韓国政府が減税と景気浮揚対策を迅速に行った。どこの国よりも早かったと言えます。二つ目は、ウォン安効果によって輸出が増えたことです。特に対中国輸出が増えています。つまり中国の経済回復を見事に取り込んだといえます。三つ目は、韓国企業の経営努力です。特に新興国市場でシェアを伸ばしています。

次に韓国の経済見通しです。また確定値は出ていませんが、昨年の経済成長率は6.1%と予測されています。これはG20

ゲストスピーカー 金美德・多摩大学教授

の中で第五位となる予定です。IMFの予測では、今年も四位まで浮上すると予測されています。ちなみに第一位は中国、二位はインド、三位はインドネシアです。

さらに将来予測について、ゴールドマン・サックスのレポートでは、もし韓国と北朝鮮が統一したら、二〇五〇年には世界第八位の経済大国になると予測されています。現在、韓国のGDPは世界第十五位です。また統一する、しないに関係なく、韓国の一人当たりGDPが二〇三八年には日本を抜くと言っています。

韓国企業が置かれている状況について、三点だけお話しします。一つ目は韓国経済が財閥と貿易に大きく依存しているということです。たとえば韓国の四大財閥、サムスン、現代、LG、SKエネルギー最大手の売上高をすべて合わせると、韓国GDPの38%を占めています。韓国は四つの企業に経済の四割を頼

### 韓国企業の強み

#### 経営スタイルの日韓比較

韓国企業の強みについて、八つにまとめます。

#### 経営スタイルの特徴

一つ目は「経営スタイル」です。韓国企業の経営スタイルは一言でいうと「マ

っているということです。

また貿易はGDPの83%を占めています。つまり韓国経済は貿易に83%依存しているということです。ちなみに日本は22%。韓国は日本の四倍、貿易依存度が高いといえます。

二つ目は、日本と中国の間で常に「サンドイッチ危機」にさらされているということです。日本を追い越したいが追い越せない、中国に追い抜かれそうになっていると、非常に危機感を感じています。

三つ目は、北朝鮮リスクと北朝鮮特需の狭間で大きく揺られているということです。今回の北朝鮮の韓国砲撃にみられるように、まさしく北朝鮮リスクです。しかし南北関係が改善して南北経済共同体というようになっていくと、大きな特需が待っています。北朝鮮は確かに韓国にとっては最大のリスクです。しかし韓国はこれまで、この北朝鮮リスクをマネジメントしてきた。北朝鮮リスク・マネジメントのノウハウは、世界に一つしかありません。これは韓国の隠れた一番の強みかもしれません。

「ケティンク指向経営」です。これに対して日本企業は「ものつくり指向経営」。

この比較を、キム・ヨナと浅田真央の事例で説明したいと思います。キム・ヨナは、実はトリプルアクセルが跳べません。



金美徳 (キム ミドク) 多摩大学教授

1962年生まれ(兵庫県)。早稲田大学大学院博士課程修了。三井物産戦略研究所(韓国・北東アジア担当)を経て現職。著書、論文多数。

10面から続く

キム・ヨナはトリプルアキセルIIものづくりを諦めて、バンクーバーに移り住み、現地化しております。バンクーバー・オリンピックの審査員の癖とか、審査基準を徹底して調査して、それに合わせた演技をしています。すなわち見せ方、売り方、マーケティングにこだわったということです。これに対して、浅田真央はトリプルアキセルにこだわった。ものづくりにこだわったということです。

次に「技術戦略」です。韓国は技術マネジメントとして、技術をどんどん買ってきて、それを管理しています。これに対して日本は技術イノベーションとして、改善を積み重ねている。韓国は買ってきますから、執着心がない。使えなかつたら簡単に捨てられます。日本は自分で作っていますから、執着心がある。どちらがいいか、ということではありませぬ。

次に「海外戦略」ですが、韓国は現地化で韓国モデルをどんどん修正しています。これもものづくりと関連して、自分たちが作っていないから簡単に変えられる。日本は日本化です。日本のものをそのまま持っていく。いいものは売れるはずだ、気に食わなかつたら買わなくていいと。

次に「投資戦略」。韓国は国内で稼いだ分を海外に注ぎ込んでいます。つまりその分、韓国国民を犠牲にしています。たとえば現代自動車では、エアバッグは海外では標準装備ですが、国内では高いオプションにしています。日本は逆で、

海外で稼いだ利益を日本に投資しています。なぜかというと同業他社が乱立していわゆる消耗戦を繰り広げているからです。これも見方を変えれば、海外の消費者を犠牲にしているという形です。

次に「リーダーシップ」です。韓国はオーナー経営者によるトップダウンでスピードがあり、リスクの真ん中を突っ込みます。日本は、サラリーマン経営者による優れたバランス感覚とリスク回避力です。

「責任体制」については、韓国は個人的に追及されますから責任感が強い。日本場合は組織的に追及するので、チームワークが高い。

「人材育成」は、韓国はエリート教育です。日本はエリートをいやがります。熟練育成。そして韓国は定年がどんどん下がっています。下がれば下がるほど、コスト競争力になる。日本はほとんど上がっています。それによって高い愛社精神と。これも優秀はつけません。ただその効果については市場の特性、時期、タイミングによってまちまちだということです。

韓国企業の強みの二つ目は、「官民連携による海外市場開拓」です。FTAを積極的に推進しています。インドとのFTAは昨年一月に発効しています。さらに昨年米、EUとも妥結しました。中国とも交渉を開始しています。当然FTAによって韓国の農業、産業は大打撃を受けます。それでも韓国は海外に進出

する覚悟です。

また李明博大統領のトップセールスも、効果を上げています。象徴的なのがUAEの原発建設です。初の原発海外進出(世界最大規模(四兆円))を取りました。李明博大統領は、六回にも及ぶ電話で説得に当たりました。それだけではありません。破格の条件を提示しました。入札価格は他の国よりも四割安。そして六十年保証、さらにウランの供給、原発の人材育成と。

フランスは美術館、ロシアは潜水艦という条件をつけました。それでもダメでした。日本は何をつけたか。安全です。日本の原発の安全技術は世界一です。それでもダメだったということです。

オーナー経営 強みの三つ目は「オーナー経営者の独創的な経営哲学と強烈なトップダウン」

### 韓国企業の強み

### 新興国市場の先取りと徹底した現地化

#### 新興国市場の先取り

強みの四つ目は「新興国市場の先取り」です。二〇〇一年十一月にゴールドマン・サックスがBRICSレポートを発表しました。韓国はこれに何の迷いもなくいち早く乗り出しています。二〇〇三年にはサムソンの一年間の利益が一兆円と、トヨタに並びました。このとき日本では「偶然だ、まぐれだ」と言っていました。あの時に韓国のサムソンを直視していれば、その背後にある新興国市場の変化、台頭が見えたと思います。中途半端なプライドで韓国を無視したために、そこが見えなかつたということです。

これは韓国にセンスがあったというよりも、(IMFショック後)他に選択肢がなかったという言い方もできます。率直に自分の弱さを認めて、そこに突っ走ったと言えます。

強みの五つ目は、「選択と集中による研究開発への投資」です。サムソンは半

です。サムソンの李健熙(イ・ゴニ)会長は「妻と子供以外はすべて変える」と言いました。それくらいの大改革です。従業員がついて行けないくらい。日本の企業では、下から「変えろ、変えろ」と言ってもなかなか変わりません。

またサムソンの李健熙会長は二代目ですが、就任から二十三年で、この間に十回の大改革を行っています。まさしく「君子豹変す」です。これは「非を認め変える」ということですが、実は簡単なので簡単ではありません。それを十回やった。

こうした韓国オーナー経営者には、もちろん一長一短あります。独裁だといわれることもあります。ただオーナー経営のいいところは、社長の命令をよく聞くということです。逆に言えば、サラリーマン社長の命令は全然聞きません。

### 徹底した現地化

#### 徹底した現地化

強みの六つ目は「徹底した現地化」です。

事例を挙げましょう。LGはインドでテレビに大音量機能をつけています。インド人は目いっぱい音量を上げるのが好きなのです。また国民的ゲームがクリケットなので、テレビでクリケットゲームをできるようにした。

あるいは中東では、携帯電話にイスラム対応をしました。携帯電話でメッカの方位表示が出来ますし、コーランを見ることが出来ます。あるいは宗教儀式をやっている時は携帯電話がかかってこないようにするなど。

サムソンはインドで冷蔵庫に盗難防止用の鍵をつけました。家政婦がちょくちょく持っているんです。そこで冷蔵庫に盗難防止用の鍵をつけたらよく売れました。またしょっちゅう停電が起きるので、家電全てに電圧器をつけました。現代自動車は、ターバンを使うインド人のために高い車体天井にしました。さらにはハンドルのいたるところにクラクションをつけました。インドでは交通事情もあって、しょっちゅうクラクションを鳴らすんです。

ここで申し上げたいのは、韓国のデザインはカッコイイのではなく、新興国で売れているということです。「カッコイイ」と「売れる」とは別だということです。新興国向けの韓国製品は非常に大きくて、色が派手です。冷蔵庫と同じ大きさのクーラーとか、真っ赤な冷蔵庫とか。そういうものが売れるわけです。

強みの八つ目は「大胆な広告手法とアフターサービス」です。サムソン、LGの広告は、世界のどこかの空港に行っても看板があります。最近サムソンは多々で充電できる携帯電話の充電器を置いたりもしています。またロシアでは、プーチン首相の執務室から窓を開ければサムソンの看板が見えるようにしています。

アフターサービスでも、現代自動車はアメリカで、失業すれば買った車を無料で返品できるというサービスで大受けしました。リーマンショックの最中、現代の車は大いに売れました。このアイディアを考えた社員はアメリカのGMにスカウトされました。今や、トヨタではなく現代の社員がGMにスカウトされる時代となっています。

### 韓国企業の弱み

#### 韓国企業の弱み

一つ目は「世襲経営によるコーポレートガバナンスの不透明さ」です。サムソン、現代は、四十歳の三代目がナンバー2のポジションにいます。ですから世襲はこれからも間違いなく続きます。韓国財閥の経営の不透明さは、まだまだ解消されないということです。

弱みの二つ目は、労使紛争です。韓国進出に際しては「労使紛争問題は大丈夫か」と、私も何度も質問されました。統計では、二〇〇九年の労使紛争件数は前年比12%増の二二二件と、確かに増えています。しかしその中身を見ると、増えたのは小規模紛争です。二〇〇八年に比べると、勤労損失日数が十八万日減って

韓国企業の弱みについて、四つに絞ってお話をさせていただきます。

一つ目は「世襲経営によるコーポレートガバナンスの不透明さ」です。サムソン、現代は、四十歳の三代目がナンバー2のポジションにいます。ですから世襲はこれからも間違いなく続きます。韓国財閥の経営の不透明さは、まだまだ解消されないということです。

ここで申し上げたいのは、韓国のデザインはカッコイイのではなく、新興国で売れているということです。「カッコイイ」と「売れる」とは別だということです。新興国向けの韓国製品は非常に大きくて、色が派手です。冷蔵庫と同じ大きさのクーラーとか、真っ赤な冷蔵庫とか。そういうものが売れるわけです。

強みの八つ目は「大胆な広告手法とアフターサービス」です。サムソン、LGの広告は、世界のどこかの空港に行っても看板があります。最近サムソンは多々で充電できる携帯電話の充電器を置いたりもしています。またロシアでは、プーチン首相の執務室から窓を開ければサムソンの看板が見えるようにしています。

アフターサービスでも、現代自動車はアメリカで、失業すれば買った車を無料で返品できるというサービスで大受けしました。リーマンショックの最中、現代の車は大いに売れました。このアイディアを考えた社員はアメリカのGMにスカウトされました。今や、トヨタではなく現代の社員がGMにスカウトされる時代となっています。

### 韓国企業の弱み

#### 韓国企業の弱み

一つ目は「世襲経営によるコーポレートガバナンスの不透明さ」です。サムソン、現代は、四十歳の三代目がナンバー2のポジションにいます。ですから世襲はこれからも間違いなく続きます。韓国財閥の経営の不透明さは、まだまだ解消されないということです。

弱みの二つ目は、労使紛争です。韓国進出に際しては「労使紛争問題は大丈夫か」と、私も何度も質問されました。統計では、二〇〇九年の労使紛争件数は前年比12%増の二二二件と、確かに増えています。しかしその中身を見ると、増えたのは小規模紛争です。二〇〇八年に比べると、勤労損失日数が十八万日減って

韓国企業の弱みについて、四つに絞ってお話をさせていただきます。

一つ目は「世襲経営によるコーポレートガバナンスの不透明さ」です。サムソン、現代は、四十歳の三代目がナンバー2のポジションにいます。ですから世襲はこれからも間違いなく続きます。韓国財閥の経営の不透明さは、まだまだ解消されないということです。



12面から続く

なにビジネスチャンスがあるのに、過去のトラウマがあつてなかなか踏み出せない。アメリカ、欧州、世界はこのマーケットをにらんでいます。

日中韓都市間ネットワーク

地政学的立地の二つ目は、日中韓が北東アジア経済をリードしているということ。環渤海経済圏では、九州を中心に自動車と半導体で相互補完関係が進んでいます。日産も工場を半分、九州に移しました。自動車、半導体企業は中国で低級部品を調達し、韓国から中級部品を調達して、九州で組み立てて世界に輸出しているという構造です。九州経済は日本の一割経済といわれていますが、もう九州は東京なんか見ていません。日本海もそうです。北東アジアに目が向いてい

る。さらにこの地域には、釜山と福岡、北九州、そして仁川と青島、大連という二つの三角形があります。この都市間ネットワークではヒト、モノ、カネの交流が活発です。これからは、国を越えた都市間ネットワークの時代だと考えています。その先行事例がバルト海都市連合です。バルト海沿岸の百五十都市が都市間ネットワークを形成して、国を超えてビジネスを行っています。地中海もそうですが、今後はこの地域がアジア版の都市間ネットワークになる可能性が非常に大きいと思っています。

これがさらに進めばどうなるか。中韓では、政府レベルで海底トンネルの話が進んでいます。仁川と青島の間は三七〇キロありますが、毎日フェリーが出ていて、一日二万人の韓国人が中国に渡っています。すでに仁川・青島経済圏みたいな形になっています。

エネルギー資源のフロンティア

北東アジア経済圏の地政学的立地の三つ目は、エネルギー資源のフロンティアということ。ロシアの極東地域はガスと油田が豊富です。またモンゴルと北

朝鮮も天然資源が豊富で、例えばモンゴルのウラン埋蔵量は日本の百年分の電力を賄えます。今回はウランではなくてタバントルゴイの石炭鉱山の開発に、日本の商社が中国、アメリカと組んで入札しようとしています。別の日本の商社は韓国、ロシアと組む。そういう時代です。

また北朝鮮の天然資源は、五百兆円規模といわれており、中国、韓国、ロシア、イギリス、アメリカ、ドイツ、スイス、ブラジルなどが狙っています。北朝鮮の天然資源を調べるために、米国防省の地質学者七人を派遣した先は、皮肉なこと日本には資料が豊富にある。今は日本以外の国がいろいろな形で乗り出しているわけです。ブラジルは〇九年に、北朝鮮の深海油田探査協力で合意しています。

国際物流拠点

地政学的立地の四つ目は、日本とユーラシアをつなぐ国際物流拠点です。日本がユーラシアに入っていくためには、朝鮮半島西部の鉄道、朝鮮半島東部の鉄道、図們江鉄道、この三つを通らなければなりません。これは別に不思議な話ではなくて、戦前には年間二万人の高校生が、朝鮮半島西部の鉄道を使って旅順に修学旅行に行っていたわけです。羅津から出ている図們江鉄道の内陸部分が破線になっているのは、日本が引き上げる時に潰したからです。これがつながると、日本から朝鮮半島・羅津を経由してそのままヨーロッパまでつながります。

これは日本にとっては物流革命、さらにトラックを使わないのでCO2削減にもなります。そういう構想を描いたのが満鉄調査部です。中国とモンゴルにとっても、これは物流革命です。今中国東北三省では穀物が、ロシアでは鉱物が（輸送ができません）滞留しています。この地域は陸封地域といわれるように、陸のルートが塞がっている。このルートが通ることによって、中国東北三省とロシア東部の物資の滞留が解消されるわけです。

北東アジアと域外の経済連携  
そのダイナミズム

ここまででは北東アジアの域内経済連携の話でしたが、このエネルギーが域外にも溢れ出しています。例えば北東アジアと欧州の経済連携です。昨年十月に開催されたASEM（アジア・欧州会議）での欧州の狙いは、アジアの成長力を取り込むことで、その第一弾が韓国・EUのFTAです。EUは韓国を拠点にして、これからアジア市場に食い込むようになっています。

あるいは北東アジアと中央アジアです。中国、ロシア、中央アジアで構成されている上海協力機構というものがあります。日本ももっと注目すべきだと思います。すでに結成から十年経ちましたが、今後さらにインド、スリランカを加えます。モンゴル、イラン、朝鮮半島も呑み込む勢いです。これはAPECへの対抗だとも考えられますが。

また北東アジアと南西アジア。インドはこれまで世界の企業を受け入れるだけの立場でしたが、力をつけたインド企業が北東アジアに乗り出し始めています。例えば韓国の企業を買収しました。小さな企業じゃありません。韓国の自動車メーカー五社のうち二つをインド企業が買収しました。なぜか、利益になるからです。これは後ほど申し上げます。

北東アジアと中東アフリカ。中東アフリカでは中国企業、韓国企業がさまざまの勢いで進出しています。まず鉄道とかインフラを作ってあげる、その代わりにエネルギー、資源の権益をもらう、そういう投資パターンになっています。

北東アジアと中南米。中南米でも韓国製品、中国製品のシェアが圧倒しています。またブラジルの海底油田、とくに深いところを採掘する技術は世界一です。ですからブラジルは北朝鮮と海底油田の開発で合意しています。こうした動きが出てくると、一番焦る

のはアメリカです。ですからアメリカは、北東アジアに急接近している。その現われがAPECであり、TPPであるわけです。

域外経済連携について、もう少し主要なポイントをお話しします。

韓国・EUのFTAでは、日本に激震が走っています。韓国のメリットは何か。自動車の関税10%、家電の関税14%がなくなり、日本から、韓国製品はEUでシェアが伸びます。日本の企業は勝てません。これによって韓国は対EU貿易が年間五千億円増え、国内の雇用は二十五万人分増えと予測されています。これら全部を合わせる韓国GDP成長率を5.5%引き上げる。

さらにボナスがついてきました。韓国・EUのFTAに触発されて、韓・米FTAが妥結しました。韓米FTAは二〇〇七年の合意から三年間ずっとフリーズ状態でしたが、韓国・EUのFTAを契機にオバマ大統領が、追加交渉を速めるように指示を出し、昨年末妥結しました。

韓国はEU、アメリカとのFTAも合わせる。二十六億人分、世界人口の半分近いマーケットを獲得したことになります。そしてEU、アメリカとのFTAによって、東アジアのFTAハブを目指す、と言っています。これ以外にも、国際物流ハブ、国際金融ハブなど、韓国は「ハブ」という言葉をよく使います。

二つ目です。先ほど申し上げたように韓国自動車メーカー五社のうち二社を、インド企業が買収しました。その一つがタタ・モーターズによる大宇自動車の買収です。五年経ちましたが、非常にうまく行っていて、利益も出ています。その要因は皮肉なことに、労使問題が解決したことです。細かいことはいろいろありますが、タタ大宇の工場が働いている韓

国人労働者は、インド企業は経営倫理を重んじる、欧米企業のように非常にすばらしい、とほめています。

これから日本でも、こういうことが起きてくると思います。これまでは外資企業といえは欧米、というイメージしかなかった。しかしこれからは欧米企業よりも、アジア企業が中心になります。中国企業、韓国企業、インド企業、台湾企業など。それをどう考えるか。日本企業で働くか、アジア企業で働くか、欧米企業で働くか、どこで働くのが幸せなのか、若い人たちはこれから見極める必要があると思います。

タタ大宇の成功を受けて、マヒンドラというインドで有名な財閥が、韓国のサヨン自動車・双竜自動車を買収しました。この双竜自動車は、労働争議でいわくつきの企業です。実は最初に買おうと

韓国の対ロシア・新シルクロード戦略  
エネルギー・鉄・緑のシルクロード戦略

続いて、韓国の対ロシア・シルクロード戦略についてお話しします。韓口首脳会談が去年と一昨年、二回も行われています。韓国の狙いは一言で申し上げれば、エネルギー、鉄、緑のシルクロード戦略です。

エネルギーのシルクロード戦略というのは、韓国の技術とロシアのエネルギー資源を結びつけることです。韓国はカムチャツカでのガス田の共同開発で合意しており、サハリンから九百億ドルのガス、エネルギーを買う契約も結んでいます。またウラジオストク・北朝鮮・韓国ガスパイプライン計画もあります。

これができる、ロシアはアジアへの安定供給を図ることができます。韓国は、陸路ですから安く、質のいいガスを調達できます。海で運ぶと液状化しなければならぬので、そのコストもかかりますし質も落ちます。北朝鮮は通過料で年間百億円も稼げます。これほどウィンウィンのすばらしい計画はありません。

したのは日産のカルロス・ゴーンでしたが、価格で折り合いがつかず、結局インド企業が買った。

なぜ、このいわくつきの企業が欲しいかという、マヒンドラがSUV車とかEV車で強みを持っているのでシナジー効果がきくと。これが表向きの理由です。しかしもうひとつの狙いは、地政学的戦略です。このサヨン自動車のメイン工場は、仁川近くにあり、ここを拠点に、韓国ではなくて中国を攻めるんです。ですから日産もここを取りたかった。ここを取れなかった、釜山の工場を拡大しています。そして日本国内の工場を九州に移しています。

私が言いたいのは、こういった地政学的戦略という地政学的な感性が、きわめて重要だということです。

二つ目が鉄のシルクロード戦略、これは朝鮮半島鉄道とシベリア鉄道を連結することです。これはもう全部つながって、羅津（北朝鮮）とハサン（ロシア領）の間を補修すれば、朝鮮半島鉄道からシベリア鉄道でヨーロッパまで行ける。その鉄道補修を韓国とロシアが共同で行うというものです。将来的には朝鮮半島縦断鉄道を近代化し、シベリア鉄道との連結を目指しています。ロシアと北朝鮮は、羅津港・ハサン鉄道補修および羅津港埠頭建設工事を〇八年十月に着工しました。

次に緑のシルクロードです。これはロシア沿海州で韓国が農業をやること。すでに現代重工業・造船では世界一ですが、ロシア沿海州で二万ヘクタールの農地を買収しています。今後さらに十八万ヘクタール・済州島と同じ面積まで広げていくということです。その目的は、とりあえず飼料、中期的にはバイオエネ

13面から続く  
ルギーや北朝鮮にコメを支援する。さらに長期的には北東アジアの食糧基地にしたいと。

なぜ韓国が沿海州なのか？ これは脈絡が十分あります。ロシア沿海州の農地の基礎開発をやったのはすべて、いわゆ

### 日韓企業連携

最後の話は日韓企業連携です。昨年は日韓併合百周年でした。この百年間の日韓関係は良くありませんでしたが、過去二千年で見れば日韓関係は良好だったと言えます。さらに二十一世紀に入り、日韓関係は大きく改善されています。日韓の軍事交流も始まりまし、アフガン支援と一緒にやる、アフリカ支援と一緒にやる、こういう動きもたくさん出ています。

文化面では、日本では韓流ブーム、韓国では日流ブーム。特に日本料理は人気です。日本料理店も日本料理人も足りないのです。日本の料理専門学校が韓国に進出するくらいです。また日韓の人の往来も、五百万人時代を迎えています。

経済面では日本にとって韓国は、貿易相手国第三位です。韓国にとっても日本は第二位の貿易相手国。今や日韓経済は持ちつ持たれつの経済構造になっています。

さらに日韓企業連携が、グローバルビジネスモデルになりつつあります。日韓のトップ企業同士が連携していることはあまり知られていませんが、例えば金融業界では、日韓の大手銀行はほぼ連携しています。

なぜ日本の銀行は韓国の銀行と組むのか。日本の銀行は国内では飽和状態、なわかつ国内ではトップでも世界に出れば弱小です。これ以上収益を伸ばせないとこのまま、韓国と組むことによって海外に出ている韓国企業に融資したい。韓国の銀行はまだ海外にあまり出ていないのだから。

る高麗人です。そこに大勢住んでいますが、スターリンが二十万人を中央アジアに強制移住させました。ですから今、カザフスタンとウズベキスタンに三十二万人の高麗人がいます。そういう経緯があります。

ほかにもエネルギー、鉄鋼、家電、物流などの各分野で、日韓の大手企業が連携しています。大手だけではありません。中小企業の連携も山のようにあります。

連携の目的は多様化しています。例えば新日鉄とポスコです。初期は従属的な関係、縦の垂直関係でしたが、今は水平的な連携になっていきます。その狙いは何かというと、ミタルです。これはインド系の世界一の鉄鋼会社ですが、アジアに拠点がない。だから新日鉄かポスコ、どちらかが欲しい。このミタルに買収されないように、新日鉄とポスコが組んだ。

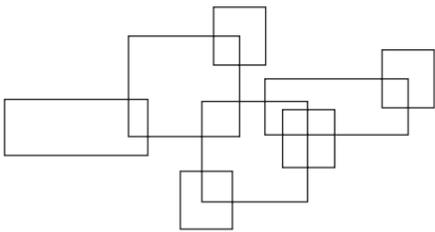
さらにブラジルの鉱山の開発権を共同で取得した。原料の価格交渉も共同で行っています。また技術交流は今までに五百回やっていて、文化交流も重ねています。このように新日鉄とポスコは、人と人との交流の域に達しています。

まとめです。今後重要なのは、アジア発の国際情報です。日本はこれまで、アメリカ発の情報が好きでした。確かに二十世紀は西欧文明の時代でしたが、二十一世紀はアジア太平洋文明の時代です。これからアジアが世界をリードする価値、文明や文化、ビジネスモデルを発信していくんです。アジアというのは、日本も含めて、です。

二つ目は地政学的戦略です。私もいろいろな企業の方にお会いしますが、国ごとの担当になっていて、なかなかリージョナルに見えない。そうではなくてリージョナルに見ていく、そういう地政学的戦略が重要です。北東アジア経済圏については、この記事を強調したいと思います。

三つ目は重層的なネットワークの活用です。これまではユダヤ、華僑、印僑、これが世界の三大ネットワークでした。今後さらに新たな展開としてはコリアン・ネットワーク、モンゴル・ネットワークそしてイスラム・ネットワークというものが絡んでくる。これはもう国単位ではありません。こういうネットワークに乗ってどうビジネスを展開していくか、ということです。

これから国内でビジネスをやるにしても、海外でやるにしても、このような発想で考えていただければと思います。  
(1月12日。タイトル、小見出しとも文責は編集部)



### 日程のお知らせ

- ◆「日本再生」読者会  
2月6日(日) 午前10時より 「がんばろう、日本！」国民協議会事務所
- ◆北九州「日本再生」読者会(会費 500円)  
2月19日(土) 午後6時30分より 小倉商工会館
- ◆大阪「日本再生」読者会(会費 800円)  
2月8日(火) 午後7時より 大阪研修センター・十三
- ◆京都・青年学生読者会(会費 無料)  
2月14日(月) 午後7時より 同志社大学寒梅館
- ◆第六回大会 第三回総会  
2月13日(日) 午前10時より午後6時まで(予定)  
「がんばろう、日本！」国民協議会 事務所(市ヶ谷)  
\*統一地方選を、「独立変数としての」主権者運動として戦い、着実に「次の一歩」を集積していくために、開催します。

■問い合わせ 03-5215-1330

- \*\*\*\*\* 以下は、それぞれお申し込みください \*\*\*\*\*
- 衆議院議員・小川淳也 東京国政報告会  
2月10日(木) 午後7時より ルポール麹町(麹町会館)  
午後7時より 第一部 国政報告会 ルビーの間 会費 無料  
午後8時より 第二部 懇親会 サファイアの間 会費 5000円  
■問い合わせ 03-3508-7621

- 千葉県議会議員・花崎広毅 県政報告会  
2月11日(金・祝) 午前11時より  
あびこ市民プラザ(我孫子駅北口 エスパ3階) 参加無料  
■問い合わせ 04-7181-2811

### 地方財政を見る目を養おう 「ゆでガエル」にならないために

私たちのリーダーを選ぶ  
ハンドブック



### このままでは「ゆでガエル」? 地方財政の抱える二つの爆弾

- ①これまでの負債を抱えたまま、さらに赤字を出し続けて財政破綻をする可能性がある。
- ②少子高齢社会とは現役世代が減少し、高齢者が増加する社会。福祉への支出が急増して財政破綻する可能性が大きい。

あなたも自治体の財政を考えましょう!

### 私たちのリーダーを選ぶ統一地方選 地方財政を見る目を養い しっかりと選択するためのハンドブック

今年は一地方選の年。地域のリーダーを選ぶ大事な選挙だ。  
「誰がやっても同じ」と無関心を決め込んでいられる時代ではない。世界的な経済構造の変化に対応できなければ、

ば、国でさえ破綻しかねない、そんな時代である。財政が豊かな自治体でさえ、このままなら今後毎年、多額の赤字を覚悟しなければならぬ。  
さらに首都圏には、これから「未曾有の」人口変動の波

が押し寄せる。「まだ人口は増える」?  
多少増える現役世代をはるかに上回って増えるのは、65歳以上の高齢世代である。これまで社会保障の担い手であった人々、なわかつポリアームの大きな世代が、どんどん受け手に回る。すでに高齢化が終わった地方に比べ、これから首都圏では短期間に、社会保障の負担が二倍に跳ね上がると思われる。

この「首都圏の時限爆弾」をどうマネージするのか。マネージできなければ、自治体財政の破綻もありえる。この先四年間を託す今度の統一地方選で、それにふさわしい首長、議会議員を選べるかどうか。まさに分岐点ともいえるべき選挙なのだ。  
政権交代後の混乱、迷走は「困ったもの」だが、「日本が本当はどうなっており、どうなるのか」をわれわれが直視する学習効果にもなっている。地方においても、「私たちのまちがどうなっており、どうなるか」を直視するために、地方財政を見る目を養おう。  
ハンドブックと解説を、ホームページに掲載しました。ぜひ活用してください。  
http://www.ganbarou-nipponne.jp